

## 社会的養護自立支援事業等の実施要綱 (案) について

1	社会的養護に係る自立支援事業について（平成29年度案）	P 1
2	就学者自立生活援助事業実施要綱（案）	P 3
3	社会的養護自立支援事業実施要綱（案）	P 7
4	産前・産後母子支援事業（モデル事業）実施要綱（案）	P 17
5	「里親委託ガイドライン」の主な改正ポイント	P 23
6	里親委託ガイドライン改正（案）	P 25



社会的養護に係る自立支援事業について（平成29年度案）

未定稿

事業名	【新規】就学者自立生活援助事業	【新規】社会的養護自立支援事業	身元保証人確保対策事業【拡大部分】
対象者	<p>① 満20歳未満に達する日の前日においで、自立援助ホームに到達後から22歳の間の児童等が対象とする。</p> <p>※「児童福祉法第6条第3項第2号の「児童福祉施設上義務教育終了児童等」に、満20歳未満に達する日の前日においで、自立援助ホームに到達後から22歳の間の児童等が対象とする。</p> <p>② 22歳未満に達する日の前日においで、自立援助ホームに到達後から22歳の間の児童等が対象とする。</p>	<p>① 満20歳未満に達する日の前日においで、自立援助ホームに到達後から22歳の間の児童等が対象とする。</p> <p>② 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設（委託解除された者）の措置延長は20歳未満に達する日の前日においで、自立援助ホームに到達後から22歳の間の児童等が対象とする。</p> <p>③ 22歳未満に達する日の前日においで、自立援助ホームに到達後から22歳の間の児童等が対象とする。</p>	<p>① 新たに大学入学時の身元保証人を対象。</p> <p>② 退所後2年以内であれば、申請可能。（1年以内→2年以内）</p>
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市		
支援内容	<p>① 対人関係、健康管理、金銭管理等に係る相談・援助・指導</p> <p>② 家庭環境の調整</p> <p>③ 大学、高校、児童相談所等関係機関との連携</p>	<p>① 必須事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成</li> <li>・ 生活相談の実施</li> </ul> <p>② 任意事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居住に関する支援（施設等に居住費を支給）</li> <li>・ 生活費の支給</li> <li>・ 就業相談の実施</li> </ul>	同左
留意事項	<p>① 対象者は入居利用の申込を都道府県等に申し込む必要がある。</p> <p>② 対象者が申込をうけた都道府県等は、事業所所在地の都道府県等と協議する必要がある。</p> <p>③ 対象者は、事業所所在地の都道府県等に申し込む必要がある。</p> <p>④ 対象者は、事業所所在地の都道府県等に申し込む必要がある。</p>	同左	同左
公費	<p>児童虐待・DV対策等総合支援事業により補助。補助率1/2</p> <p>※医療費は対象外</p> <p>（注）児童入所施設措置費等国庫負担金ではない。</p>	同左	同左

国庫負担規程について

対象施設等	<p>小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)、里親、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設</p>	<p>児童自立生活援助事業(自立援助ホーム) ※満20歳未満義務教育終了児童等に係るものに限る</p>	<p>【新規】就学者自立生活援助事業 (満20歳以上、義務教育終了児童等に係るものに限る) 【新規】社会的養護自立支援事業</p>
根拠規定	<p>第27条第1項第3号 都道府県は、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。 三 児童を小規模住宅型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。</p>	<p>第50条第7号の3 次に掲げる費用は都道府県の支弁とする。 七の三 都道府県が行う児童自立生活援助(満二十歳未満義務教育終了児童等に係るものに限る。)の実施に要する費用。</p>	<p>※根拠規定なし 予算措置により、国庫補助金(児童虐待・DV対策等総合支援事業)で補助 補助率:1/2</p>
根拠規定	<p>第51条第3号 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。 三 市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用(都道府県の設置する助産の施設又は母施設生活支援施設に係るものを除く。)</p>	<p>第53条 国庫は、第50条(第1号から第3号まで及び第9号を除く。)及び第51条(第4号、第7号及び第8号を除く)に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。</p>	
交付要綱	<p>児童入所施設措置費等国庫負担金</p>	<p>児童入所施設措置費等国庫負担金</p>	<p>児童虐待・DV対策等総合支援事業</p>

(注1)国の設置する施設(第49条の2 国庫は、都道府県が、第27条の第1項第3号に規定する措置により、国の設置する児童福祉施設に入所させた者につき、その入所後に要する費用を支弁する。)

(注2)国と地方公共団体との間の財政関係では、普通「負担」と「補助」とに分かれ、その事業に要する経費の性質上、国と地方公共団体の双方が経費を出すべものについては、原則として「負担」という言葉を用い、これに対し本来地方公共団体が経費を賄うべきものにつき国が奨励的ないし援助的な趣旨でその財源の一部を援助するときは「補助」という語が用いられる。なお、「支弁」という語は、その事業に要する経費を地方公共団体がその財源から支出すべき義務を負うことを意味するもので、「負担」に対応する関係を持つている。

(別紙)

## 就学者自立生活援助事業実施要綱（案）

### 1 目的

就学者自立生活援助事業は、大学等に就学中であって、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの（満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満20歳未満義務教育終了児童等であったものに限る。）に対し、児童自立生活援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）とする。

### 3 就学者自立生活援助事業者

就学者自立生活援助事業者（以下「事業者」という。）は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市にあつては、その長とする。）が平成10年4月22日付児発第344号「児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施について」により、適当と認めた者とする。

### 4 対象者

次の（1）から（3）の要件を全て満たす者を対象者とし、定員の範囲内で20歳到達後から22歳の年度末までの間において支援を実施する。ただし、疾病等やむを得ない事情による休学等により、22歳に達する日の属する年度の末日を超えて在学している場合は、卒業まで引き続き支援を行うこととする。

（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条に規定する高等学校の生徒、同法第83条に規定する大学の学生その他の児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の2の6で定める者であること。

＜注：児童福祉法施行規則第1条の2の6で定める者＞

- ① 学校教育法第50条に規定する高等学校に在学する生徒
- ② 学校教育法第63条に規定する中等教育学校に在学する生徒
- ③ 学校教育法第72条に規定する特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）に在学する生徒
- ④ 学校教育法第83条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を含む。）

に在学する学生

- ⑤ 学校教育法第 108 条第 2 項に規定する短期大学に在学する学生
- ⑥ 学校教育法第 115 条に規定する高等専門学校に在学する学生
- ⑦ 学校教育法第 124 条に規定する専修学校に在学する生徒
- ⑧ ①～⑦に規定する教育施設に準ずる教育施設に在学する生徒又は学生

(2) 満 20 歳に達した日から満 22 歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者。

(3) 満 20 歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた者。

## 5 事業内容

本事業は、対象者が自立した生活を営むことができよう、当該対象者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な援助及び生活指導等を行うものであり、その内容は次に掲げるものとする。

- ① 対人関係、健康管理、金銭管理、余暇活用、食事等日常生活に関することその他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・援助・指導
- ② 対象者の家庭の状況に応じた家庭環境の調整
- ③ 大学、高等学校など教育機関、児童相談所等関係機関との連携

## 6 申込み、入居及び退去時の取り扱い等

(1) 都道府県等は、対象者から援助の実施について申込みがあったときは、援助及び生活指導等を行うよう努めなければならない。

(2) 援助の実施を希望する者は、申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合、事業者は入居を希望する者からの依頼を受けて、この者に代わって都道府県等に申込書の提出を行うことができる。

ただし、満 20 歳に達する日の前日において、児童自立生活援助が行われていた者であって、引き続き入居を希望する者については、申込書の提出を省略することができる。

(3) 都道府県等は、(1) の申込みにより援助を実施する場合や、変更又は解除する場合は、事業者の意見を聞かなければならない。

(4) 特別な事情により事業者の所在する都道府県等以外の都道府県等が、援助の実施を行う時あるいは変更又は解除する必要があると認める時は、事業者の所在する都道府県等に協議するものとする。

(5) 都道府県等は、児童福祉法施行規則第 36 条の 27 に基づき、その区域内における事業者の名称、場所、入居に関する事等について、当該情報を自由に利用できるよう、インターネットの活用や児童相談所や施設にリーフレットを配布する等により情報提供を行わなければならない。ただし、自立援助ホームの位置に関する情報にあっては、当該自立援助ホームに係る入所者の安全の確保のため必要があるときは、自立援助ホームへの入居を希望する対象者又は依頼を受けた者が直接その提

供を受ける方法で行うものとする。

- (6) 事業者は、入居者が死亡したとき、援助の実施を変更又は解除する必要があると認める場合は、これを都道府県等に報告するものとする。

## 7 実施にあたっての事業者の留意事項

事業者は次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施するよう努めなければならない。

- (1) 対象者の内面の悩みや生育環境、現在の状況に対する深い理解に基づき、対象者との信頼関係の上になんて援助及び生活指導等を行うこと。
- (2) 大学、高等学校など教育機関、児童相談所等関係機関、対象者の家庭と密接に連携をとり、対象者に対する援助及び生活指導等が円滑かつ効果的に実施されるよう努めること。
- (3) 援助及び生活指導等を行うに当たっては、対象者及び保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。
- (4) 特に虐待など受けた経験から人間関係がうまく築けないなどにより自立に向けた指導が必要な対象者に対し、就労先の開拓や住居の確保、警察等関係機関との調整、退所者のトラブル相談などに対応している場合には一層の体制整備を図ること。
- (5) 事業者は、対象者の権利擁護及び虐待の防止を図るため、次に掲げる措置を講じること。
- ① 職員に対し、入居者に虐待等を行ってはならない旨、徹底しなければならない。
  - ② 責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
  - ③ 援助に関する対象者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
  - ④ 苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たっては、その職員以外の者を関与させなければならない。
  - ⑤ 自らその提供する援助の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- (6) 都道府県等からの求めに応じ、入居者の状況等について、定期的（6か月に1回以上）に調査を受けること。
- (7) 入居者の所持する物の保管を行う場合には、あらかじめ、運営規程に保管の方法等を定めるとともに入居者に説明し、同意を得ること。また、保管の状況を月1回以上入居者に知らせること。
- なお、事業者は、入居者の金銭や通帳等を保管するに当たっては、民法上の財産管理権を有しているものではないため、入居者の同意を得ずに取り扱うことがないよう留意すること。
- (8) その他、対象者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、適切な援助及び生活指導等を行うこと。

## 8 入居者の費用負担及び適切な経理処理

- (1) 事業者は、援助の実施に要する費用のうち、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要になるもので、入居者に負担させることが適当と認められる費用については、入居者に負担させることができるものとする。
- (2) 入居者に負担させることができる額は、運営規程に定めた額以下とし、あらかじめ入居者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該額は、入居者の経済状況等に十分配慮した額としなければならない。
- (3) 入居者に費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備しなければならない。

## 9 経費

国は、都道府県等がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより予算の範囲内で補助を行うものとする。



(別紙1)

## 社会的養護自立支援事業実施要綱（案）

### 1 目的

社会的養護自立支援事業は、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳(措置延長の場合は20歳)到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつけることを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）とする。なお、都道府県等は、4の（1）から（4）に掲げる事業内容を適切に実施することができるかと認めた者に事業の全部又は一部を委託して実施することができる。ただし、4の（1）に掲げる事業は、都道府県等が自ら実施することを原則とする。4の（1）の事業を委託して実施する場合でも、継続支援計画の作成に当たっては、実施主体（児童相談所）が継続支援計画作成のための会議に出席し、情報共有するとともに確認すること。

また、4の（5）に掲げる事業については、都道府県等は事業内容を適切に実施することができるかと認めた者であって、かつ、有料職業紹介事業の許可を得ている者に委託して実施できることとする。

### 3 対象となる者

#### (1) 4の（1）から（3）の事業

本事業の対象となる者は、次のいずれかに該当する者であって18歳（措置延長の場合は20歳）到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者とする。

ただし、疾病等やむを得ない事情による休学等により、22歳に達する日の属する年度の末日を超えて在学している場合は、卒業まで引き続き支援を行うこととする。

なお、4の（1）の事業による計画は、年齢到達により退所、委託解除、援助の実施を解除された全ての者を対象に策定するよう努めること。

- ① 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設（以下「施設等」という。）を退所又は、小規模住居型児童養育事業者（以下「ファミリーホーム事業者」という。）、里親への委託を解除された者
- ② 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助が行われていた者（同項第2号に規定する満20歳以

上義務教育終了児童等を除く。)

(2) 4の(4)及び(5)の事業

本事業の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- ① 施設等に入所している者及び退所した者
- ② 里親又はファミリーホーム事業者に委託されている者及び委託を解除された者
- ③ 児童自立生活援助を受けている者及び援助の実施を解除された者
- ④ 母子生活支援施設に入所している者及び退所した者（保護者を含む。）

#### 4 事業内容

必須事業として、次の(1)及び(4)を行うこととし、(2)、(3)、(5)の事業は対象者のニーズ等に応じて実施することとする。ただし、速やかに必要な子どもに支援が行われるよう、当分の間、(1)及び(4)の事業を実施していない場合でも、(2)、(3)による支援を行うことができることとする。

(1) 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成

ア 法第23条第1項の規定に基づく母子保護の実施、法第27条第1項第3号の規定に基づく措置又は法第33条の6第1項の規定に基づく児童自立生活援助の実施の解除（以下「措置解除」という。）後も引き続き本事業により実施する支援全体を統括する支援コーディネーターを配置すること。

イ 支援コーディネーターは、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

(ア) 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者

(イ) 児童福祉事業、社会福祉事業に5年以上従事した者

(ウ) 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者

ウ 支援コーディネーターは、対象者、児童相談所の子ども担当職員、里親、施設職員など対象者の支援に携わってきた者等により構成される会議を開催し、これらの者の意見を踏まえ、原則措置解除前にエに掲げる継続支援計画を作成すること。

エ 継続支援計画には、対象者の心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境、学校若しくは就労先の環境など必要な情報を収集しアセスメントを行い、社会的自立に向けて、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法（居住に関する支援や生活費の支給の必要性やその方法、生活相談の実施・就労相談の実施の方法等）などを定め、退所後の生活等を考慮した計画を作成すること。

また、継続支援計画は、施設等において作成されていた自立支援計画と一貫した内容となるよう十分考慮して作成すること。

オ 支援コーディネーターは、継続支援計画に基づく支援状況について、必要に応じて対象者、児童相談所の職員、里親、施設職員、生活相談支援・就労相談支援担当職員等による会議（支援担当者会議）を運営することとし、対象者の生活状況の変化など必要に応じて計画の見直しを行うこと。

カ 児童相談所等の関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し効果的な支援ができるよう努めること。

## (2) 居住に関する支援

ア 措置解除後の安定的な住まいを確保するため、次の支援を行うものとする。

(ア) 3に定める対象者のうち措置解除後も特に支援の必要性が高い者等に対して、対象者が居住する場として、措置解除前に生活していた里親の居宅、小規模住居型児童養育事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）や施設等において引き続き居住の場を提供すること。なお、施設等において引き続き居住する場合は、原則として定員外に一定枠を設けて実施することとし、居住に要する費用を支給することとする。（施設等の定員内で対象者を居住させて実施する場合には、措置費（定員に応じた事務費の保護単価）が支弁されるため、居住に要する費用の支給の対象外とする。）また、里親の居宅やファミリーホームにおいて実施する場合も、居住に要する費用を支給することとする。

なお、里親の居宅、ファミリーホームや施設等において引き続き居住する対象者は、原則措置延長を行った20歳到達後の者とする。

(イ) 3に定める対象者のうち、支援の必要性が高い者に対して、都道府県等が設置した公営住宅などの賃貸住宅に一定枠を設けることその他の適切な方法により居住の場を提供すること。

イ アの（ア）の居住費の支給を行う場合は、施設等においては、食事の提供など日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立生活への不安や悩み等の相談に応じることができる施設職員の中から支援員を配置し、支援体制に十分配慮すること。

ウ イの支援員は次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

(ア) 児童指導員である者

(イ) 児童福祉施設に勤務していた経験のある者

(ウ) 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者

エ アの（ア）の対象者が、措置解除前に生活していた里親の居宅、ファミリーホームや施設等に引き続き居住を希望する場合は、申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合は、施設長、里親、養育者又は設置主体（又は经营主体）の代表者は対象者からの依頼を受けて、対象者に代わって都道府県等に申込みを行うことができる。なお、対象者の負担を考慮し、この手続きについては、できる限り煩雑にならないよう努めること。

オ 3に定める対象者のうち平成28年3月7日付厚生労働省発雇児0307第3号「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付について」（以下「貸付事業」という。）により事業を活用しながら就学し、一般賃貸住宅等に居住していた者又は貸付事業を活用せずに一般賃貸住宅等に居住していた者が、疾病等によりやむを得ず中退した場合について、6か月を限度に居住費を支給できることとする。

## (3) 生活費の支給

ア 3に定める対象者のうち措置解除後も特に支援の必要性が高い等の理由から、

対象者が居住する場として、措置解除前に生活していた里親の居宅、ファミリーホームや施設等に原則として引き続き居住する場合に生活費を支給することとする。

なお、里親の居宅、ファミリーホームや施設等は、就学又は就労している対象者については、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要となるもので対象者に負担させることが適当と認められる費用については、対象者に負担させることができるものとする。

イ アに定める就学又は就労している対象者に負担させることができる金額は、継続支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ対象者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該金額は、対象者の経済状況等に十分配慮した金額としなければならない。

ウ 対象者に費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備しなければならない。

エ 3に定める対象者のうち就学し一般賃貸住宅等に居住していた者が、病気等によりやむを得ず中退した場合について、対象者の状況により6か月を限度に生活費を支給することができる。

#### (4) 生活相談の実施

ア 生活相談支援担当職員を配置すること。

イ 生活相談支援担当職員は、対象者の自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

(ア) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者

(イ) 自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者

ウ 退所を控えた者に対する支援

(ア) 地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ぶためのテキストを作成し、講習会、生活技能等を修得するための支援を行うこと。

(イ) 退所を控えた者が抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。

(ウ) 大学、高等学校など教育機関を退学した者の進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。

(エ) 入所施設等と連携の下、対象者との関係性を深めるとともに、対象者同士の交流等を図る活動を行うこと。

(オ) その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。

エ 退所後の支援

(ア) 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。

(イ) 進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、「4(5) 就労相談支援」担当者と連携の上、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。

(ウ) 対象者が気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援を行うこと。

(エ) その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援（宿泊を要する場合を含む）を行うこと。

#### (5) 就労相談の実施

ア 就労相談支援担当職員を配置し、児童相談所等と連携して活動する就労支援チームを設置すること。

イ 社会的自立を支援するために適切な職場環境の確保及び必要な支援を行うこと。

ウ 雇用先となる職場の開拓を行うこと。

エ 就職面接等のアドバイスを行うこと。

オ 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップを行うこと。

カ その他就労支援に必要な事業を行うこと。

### 5 設備

4 (4) 及び4 (5) に掲げる事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

(1) 相談室

(2) 対象者が集まることができる設備

(3) その他事業を実施するために必要な設備

### 6 事業の実施にあたっての留意事項

(1) 本事業を実施するにあたっては、4 (1) の支援コーディネーター、4 (4) の生活相談支援担当職員を配置し事業を実施しなければならない。ただし、常勤、非常勤の別は問わないので留意すること。

なお、4 (2)、(3) による支援を行う必要がある場合は、対象者の状況を鑑み、都道府県等の判断により、4 (1) 及び(4) の実施に先行して4 (2)、(3) による支援を行うことができることとする。これについては、対象者のニーズ等を十分踏まえて積極的に活用すること。

(2) 対象者との信頼関係の構築に努めること。

(3) 対象者及び保護者の意向に配慮すること。

(4) 4 (4) に掲げる事業及び4 (5) に掲げる事業を実施するにあたっては、対象者が利用しやすい時間帯や曜日等に配慮するとともに、地域の対象者に対し、支援内容や所在地が明確に把握されるよう広報活動を積極的に行うこと。

(5) 対象者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。

(6) 4 (4) に掲げる事業及び4 (5) に掲げる事業を委託して実施する場合には、同一の者に委託して実施することが望ましいが、適切な事業運営が行われる場合には、別々の者に委託して実施することも差し支えないこと。

(7) 対象者が都道府県等の管外に引っ越し等した場合でも必要な支援が継続されるよう、引っ越し先の関係機関とも連絡調整を行い、必要な支援体制を確保すること。

(8) 貸付事業の実施主体と密に連携し、自立支援資金の借受人の円滑な自立が図られ

るよう支援に努めること。

## 7 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県等が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

(別紙2)

## 身元保証人確保対策事業実施要綱（案）

### 1 目的

身元保証人確保対策事業は、子どもや女性等（以下「子ども等」という。）の自立支援を図る観点から、児童養護施設や婦人保護施設等に入所中又は退所した子ども等や、里親等に委託中又は委託解除後の子ども等に対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

### 2 実施主体等

- (1) 本事業の実施主体は、対象となる子ども等の措置、保護、一時保護を行う都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。
- (2) 本事業の運営主体は、社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）とする。

### 3 対象となる子ども等

この事業の対象となる子ども等は、次に掲げるものとする。

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定により児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所している者又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業者（以下「ファミリーホーム事業者」という。）を行う者に委託されている者あるいは同号による措置又は委託解除から本事業の申請まで2年以内の者
- ② 別紙1「社会的養護自立支援事業実施要綱」（以下「社会的養護自立支援事業」という。）において実施する居住に関する支援を受け里親の居宅、小規模住居型児童養育事業を行う住居（ファミリーホーム）や施設等に引き続き居住している者又は社会的養護自立支援事業による支援が終了してから本事業の申請まで2年以内の者
- ③ 法第33条の6第1項及び第6項の規定により児童自立生活援助の実施が行われている者又は児童自立生活援助の実施の解除から本事業の申請まで2年以内の者
- ④ 法第33条の規定により児童相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで2年以内の者
- ⑤ 法第23条第1項の規定により母子生活支援施設に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで2年以内の者

- ⑥ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第5条の規定により売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで2年以内の者
- ⑦ DV防止法第3条第3項第3号又は売春防止法第34条第2項第3号の規定により婦人相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで2年以内の者

#### 4 対象となる被保証人

この事業の対象となる被保証人は、3に掲げる子ども等であって、かつ次の理由により父母（保護者）等に適当な保証人がなく施設長等が保証人となることが適当なものとする。

- ① 父母等が死亡又は行方不明、逮捕拘留中となっている。
- ② 父母等に心身の障害がある。
- ③ 父母等が経済的に困窮している。
- ④ 虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になることが適当でない、若しくは協力が得られない。

#### 5 対象となる保証人

この事業の対象となる保証人は、次に掲げるものとする。

- ① 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、婦人保護施設については施設長とする。
- ② 里親については、里親又は措置をした児童相談所長とする。
- ③ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者については、養育者又は措置をした児童相談所長とする。
- ④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者については、設置主体（又は経営主体）主体の代表者又は援助の実施をした児童相談所長とする。
- ⑤ 平成〇年〇月〇日雇児発〇〇第〇〇号「就学者自立生活援助事業の実施について」における就学者自立生活援助事業を行う者については、設置（又は経営）主体の代表者とする。
- ⑥ 児童相談所一時保護所、婦人相談所一時保護所（いずれも一時保護委託を含む。）については、児童相談所、婦人相談所の所長とする。
- ⑦ 社会的養護自立支援事業については、施設長、里親、養育者又は設置（又は経営）主体の代表者とする。

#### 6 保証範囲

##### ① 就職時の身元保証

被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主又はその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。



② アパート等の賃借時の連帯保証

賃貸住宅又は賃貸施設（以下「賃貸住宅等」という。）に関し、被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対し保証金を支払う。

ア 家賃もしくは賃貸料および共益費（以下「家賃等」という。）の支払い

イ 賃貸住宅等の修理又は現状回復の費用の支払い

ウ 賃貸借期間経過後の不法住居による賠償金の支払い

エ 前各号債務の履行遅延による遅延利息の支払い

③ 大学等入学時の身元保証

被保証人が大学、高等学校などの教育機関入学時の身元保証に関し、学費の滞納、教育機関に損害を与える等により、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。

7 保証期間

この事業における保証期間は、次のとおりとする。

① 就職時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに2年間延長し、最長5年間とすることができる。

② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに1年間延長し、最長4年間とすることができる。

③ 大学など教育機関入学時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として当該教育機関における正規の修業年数の間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに1年間延長し、原則として最長5年間とすることができる。

8 保証限度額

この事業における1件あたりの保証限度額は、次に掲げるものとする。

① 就職時の身元保証 200万円

② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 120万円

③ 大学、高等学校など教育機関入学時の身元保証 200万円

9 保険料

① 就職時の身元保証

年間保険料 10,560円（月額 880円）

② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証

年間保険料 19,152円（月額 1,596円）

③ 大学、高等学校など教育機関入学時の身元保証

年間保険料 10,560円（月額 880円）

## 10 求償権

全社協が雇用主、家主、教育機関等に損害賠償又は債務弁済を行ったときは、その賠償等をした金額の限度において、全社協は被保証人に対し求償権を有するものとする（実際上は保険契約を締結している保険会社に求償権が移転する。）。

ただし、次に掲げる場合は、求償権の全部又は一部を行使しないことができる。

- ① 被保証人が死亡したとき。
- ② 被保証人が精神又は身体に著しい障害を受けたとき。
- ③ 被保証人が生活に困窮し、賠償金などを返済することが困難であると認められるとき。
- ④ 前3号のほか、特にやむを得ない事由があると認められるとき。

## 11 身元保証人確保対策事業運営委員会

この事業の効果的な推進を図るため、全社協に身元保証人確保対策事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置することとする。

なお、委員会に関する規程及び委員会の運営に関し必要な事項は全社協において別に定めるものとする。

## 12 身元保証審査会

委員会に身元保証審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会においては必要に応じて本制度の加入申請、賠償金額及び債務弁済額の審議、決定等を行う。

なお、審査会の運営に関する規程は、全社協において別に定めることとする。

## 13 経費

国は、都道府県等がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより予算の範囲内で補助を行うものとする。

(別紙)

## 産前・産後母子支援事業（モデル事業）実施要綱（案）

### 1 目的

出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦や、妊婦健診を受けずに出産に至った妊婦など（以下「特定妊婦等」という。）への支援の具体的な仕組みを検討するため、産科医療機関や母子生活支援施設等において、既存資源との連携・活用等により特定妊婦等への支援を提供するモデル事業を実施する。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、都道府県等は3に掲げる事業内容を適切に実施することができると認められた産科医療機関、母子生活支援施設、乳児院、婦人保護施設等（以下「モデル施設」という。）に事業の全部を委託して実施することができる。

### 3 事業内容

モデル施設は、次の取組を行う。

#### (1) 産科医療機関の場合

特定妊婦等の心身の状況（妊娠、出産についての葛藤等）に配慮しつつ、妊婦が安心して出産し、母と子がより良い生活を送ることができるよう支援することを念頭に、

① 妊娠、出産について悩む妊婦のための相談窓口を開設する。この際、電話やメールによる相談や、匿名による相談など、特定妊婦等が相談しやすい環境を確保すること。

② 出産後における母と子の生活について、どのような支援が必要か検討する。

検討に際しては、担当医師、助産師などモデル施設における複数の職員により行う。

なお、この際、医療や保健だけでなく、住まいの確保や家事など日常生活上の援助、経済的な援助等が必要となる場合も見込まれるため、当該地域を管轄する児童相談所や市町村等関係機関の参画を得て検討を行うこと。

③ ②の検討の過程で、母親が特別養子縁組を希望する場合には、当該地域を管轄する児童相談所に連絡するとともに、児童相談所と共同して対応する。

④ ②における検討結果を踏まえ、具体的な支援計画を作成するとともに、必要な支援を提供し、又は支援を受けられるよう調整を図る。

## (2) 産科医療機関以外の施設等の場合

特定妊婦等が受診した産科医療機関と連携を図りつつ、母と子がより良い生活が送れるよう支援することを念頭に、

- ① 妊娠、出産について悩む妊婦のための相談窓口を開設する。この際、電話やメールによる相談や、匿名による相談など特定妊婦等が相談しやすい環境を確保すること。
- ② 母と子の現在の生活を支えつつ、母と子の将来の生活設計について、母の意向を十分に踏まえながら検討する。

検討に際しては、当該母子の担当職員の他、看護師、保育士、児童指導員、母子支援員などモデル施設における複数の職員により行う。

なお、この際、住まいの確保や家事など日常生活上の援助、経済的な援助、就業支援等が必要となる場合も見込まれるため、当該地域を管轄する児童相談所や市町村、就業支援機関等関係機関の参画を得て検討を行うこと。

並行して、家事など日常生活面での自立については、施設内において習得させていくことが望ましい。

- ③ ②の検討の過程で、母親が特別養子縁組を希望する場合には、当該地域を管轄する児童相談所に連絡し、児童相談所において対応する。
- ④ ②における検討結果を踏まえ、具体的な支援計画を作成するとともに、必要な支援を提供し、又は支援を受けられるよう調整を図る。

## 4 実施体制

### (1) 産科医療機関の場合

母と子に対する支援計画の作成や関係機関との連絡調整を行う者として、モデル施設内に、コーディネーターを配置すること。

なお、コーディネーターは、モデル施設の医師、助産師、その他の職員から適切な者を選任すること。

また、母子生活支援施設への一時保護委託など、特定妊婦等に対して緊急的な住まいを提供できる体制を確保すること。

### (2) 産科医療機関以外の施設等の場合

母と子に対する支援計画の作成や関係機関との連絡調整を行う者として、モデル施設内にコーディネーターを配置すること。

なお、コーディネーターは、モデル施設の看護師、保育士、児童指導員、母子支援員、その他の職員から適切な者を選任すること。

また、近隣の産科医療機関からの協力を得ること等により、出産直前の特定妊婦等から相談があった際に迅速に対応できる体制を確保すること。

## 5 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たり、実施主体は、効果的な支援の実施のため、個人情報

の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わるコーディネーターやモデル施設の職員（以下「コーディネーター等」という。）が業務上知り得た情報を漏らすことがないように、コーディネーター等に対し、個人情報の取扱い等について守秘義務を課すこと。また、事業の全部又は一部を委託して実施する場合は、委託先との契約において定めること。

また、関係機関の間で情報共有を行うことについても、支援対象者から支援開始時点等で同意を得ておくこと。

- (2) 実施主体は、本事業で対象となった特定妊婦等と出産後の子どもについて、要保護児童対策地域協議会の対象ケースとして、地域における具体的な支援体制を構築すること。

## 6 事業計画書の提出

上記3に定める事業の実施を希望する都道府県等は、別紙様式1により厚生労働省に事業計画書を提出する。厚生労働省は事業内容を審査し決定する。

## 7 実施状況報告書の提出

都道府県等は、本事業の毎年度実施状況等について、別紙様式2により翌年度4月末日までに、厚生労働省あてに提出すること。

## 8 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

(別紙様式1)

平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

(自治体名 )

印

平成 年度 産前・産後母子支援事業（モデル事業）に関する事業計画書

1. 事業の実施時期

2. 事業委託先

- ・モデル施設名及び代表者
- ・運営法人名

3. コーディネーターの配置

- ・配置数、
- ・常勤、非常勤の別
- ・職種

4. 事業計画の内容

(1) 現時点で対象者が見込まれている（既入通院者、既入所者）場合は、その人数、支援の方向性

(2) 参画を見込んでいる関係機関

5. 事業所要額（対象経費の具体的な内訳を記載）

(別紙様式2)

平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

(自治体名 )

印

平成 年度 産前・産後母子支援事業（モデル事業）に関する実施状況報告

## 1. 事業実施者等

### (1) 事業委託先

- ・モデル施設名及び代表者
- ・運営法人名

### (2) コーディネーターの配置

- ・配置数、
- ・常勤、非常勤の別
- ・職種

## 2. 事業実績内容

### (1) 支援を行った母子の人数と支援内容

① 母 人

[支援内容]

別添（任意様式）

② 子 人（うち、特別養子縁組 人）

[支援内容]

別添（任意様式）

(2) 参画した関係機関ごとの果たした役割

(3) 良かったと感じたこと

(4) 困難と感じたこと（苦勞したこと）

(5) 改善を希望すること

4. 事業実績額（対象経費の具体的な支出内訳（人件費、事務費等）を記載）



## 「里親委託ガイドライン」の主な改正ポイント

### 【1. 里親委託の意義】

- 児童福祉法において子どもは適切な養育を受け、健やかな成長、発達や自立等が保障される権利を有することが明記されている旨を記載。(P1)
- 児童福祉法第3条の2の規定を踏まえ、特別養子縁組や里親委託を原則として取り組んでいかなければならぬ旨を記載。(P1,2)

### 【2. 里親委託の原則】

- 社会的養護のすべての子どもへの代替的養護は、家庭養護が望ましく、養子縁組里親を含む里親委託を原則として検討する旨を記載。(P2)

### 【3. 里親委託する子ども】

- 保護者が死亡し又は養育を望めない子ども等について、法的にも安定した親子関係を築くことが望ましく、養子縁組里親に委託し、子どものパーマネンスを保障することを優先して検討する旨を記載。(P3,4)
- 施設入所が長期化している子どもについて、保護者の面会状況や養育意思の確認、生活状況等の把握など家族アセスメントを行い、早急に自立支援計画の見直し、里親委託を検討する必要がある旨を記載。(P5)
- 里親に委託することが難しい場合として、以下の場合を記載。(P7)
  - ①情緒行動上の問題が大さいなど、家庭環境では養育が困難となる課題があり、施設での専門的ケアが望ましい場合
  - ②保護者が里親委託に明確に反対し、里親委託が原則であることについて説明を尽くしてもなお理解が得られない場合
  - ③里親に対して不当な要求を行うなど対応が難しい保護者である場合
  - ④子どもが里親委託に対して明確な反対の意向を示している場合
  - ⑤子どもと里親が不調になり、子どもの状態は不調に至った経過から、施設でのケアが必要と判断された場合
  - ⑥適当な「家庭における養育環境と同様の養育環境」が提供できない場合（あくまで一時的なものとし、一時的とは乳幼児は長くとも数ヶ月以内、就学児は長くとも3年以内である旨も記載。）

### 【4. 保護者の理解】

- 長期にわたり保護者による養育が見込めない場合や虐待等の不適切な養育が予想される場合には、児童相談所から保護者に対して積極的に里親委託を勧める旨を記載。(P8)

### 【5. 里親への委託】

- 養子縁組を前提とする場合、自治体を越えたマッチングが有用な場合もあり、近隣自治体等と連携して家庭養育を推進する仕組みづくりへの取組が望ましい旨を記載。(P11)
- 養子縁組里親の委託について、一定の年齢に達していることや、特定の疾病に罹患した経験があることをもって一律に排除せず、子どもの成長過程に応じた先の見通しを具体的に話し合いながら検討する旨を記載。(P15)
- 親族里親への委託について、虐待や養育拒否により両親等による養育が期待できない場合も対象に含まれる旨を記載。(P16)

## 【6. 里親の認定・登録について】

- 養子縁組里親の場合、子どもが20歳に達した時、里親の年齢が概ね65歳以下であることが望ましい旨の記載を削除。(P21)

## 【7. 里親家庭への支援】

- 児童福祉法において、一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けている旨を記載。(P22)
- 児童福祉法において、養子縁組に関する相談・支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けている旨を記載。(P26)
- 子どもが自分の出自を知る権利の重要性、「真実告知」について必要な支援を行う旨を記載。また、思春期には親子関係の變化や反抗などの問題が起こり得るため、必要な支援を行う体制を整えておくことが必要である旨を記載。(P26)
- 養子縁組里親として委託を受けない養子縁組希望者に対しても、同居児童の届出を行うよう指導するとともに、里親の場合と同等の指導体制をとる旨を記載。(P27)
- 同居児童の届出を通じて、民間養子縁組あっせん機関によるあっせんにより同居を始めた子どもを把握した場合には、子どもの養育状況の調査を行い、必要に応じて民間あっせん機関と連携しながら必要な支援を行う旨を記載。(P27)

## 【10. 里親委託及び里親支援の体制整備】

- 児童福祉法において、家庭養護を原則として取り組むことが明確化されたことを踏まえ、専任職員を配置するよう努めるよう記載。(P29)
- 里親支援事業により配置される「里親等委託調整員」、「里親等相談支援員」及び「心理訪問支援員」の役割について記載。(P29)
- 里親支援機関と里親支援専門相談員との連携や分担について、
  - ・レスパイト・ケアとしての施設利用をきっかけとして、里親と里親支援専門相談員との信頼関係の構築を図り、以降の当該里親への訪問支援に里親支援専門相談員を積極的に活用すること
  - ・未委託里親に対するトレーニングにおける施設実習時に、里親支援専門相談員を実習担当として活用することなど、地域の実情に応じて各機関の特徴や得意分野を活かした分担・連携を行う旨を記載。(P34)
- 里親支援機関の守秘義務について、児童福祉施設が里親支援機関として指定を受けて支援を行っている場合には、里親支援事業の委託を受けていない場合でも、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、施設職員としての秘密保持義務が規定されている旨を記載。(P34)
- 児童福祉施設以外の者が里親支援機関として指定を受けて支援を行っている場合には、個人情報取扱いについて規定を設け適切に保護、管理することなどについて遵守するよう指導する旨を記載。(P35)

※「8. 子どもの権利擁護」及び「9. 里親制度の普及と理解の促進」については文言修正のみ

改正後	現行
<p>別紙</p> <p>里親委託ガイドライン</p> <p>1. 里親委託の意義</p> <p>里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。</p> <p>近年、虐待を受けた子どもが増えている。社会的養護を必要とする子どもの多くは、保護者との愛着関係はもとより、他者との関係が適切に築けない、学校等への集団にうまく適応できない、自尊心を持っていないなどの様々な課題を抱えている。また、<u>予期せぬ</u>妊娠で生まれ親が養育できない子どもの養育が課題である。</p> <p><u>児童福祉法（以下「法」という。）において、児童は適切な養育を受け、健やかな成長、発達や自立が図られる等を保障される権利を有することが位置付けられており、その上で国民、保護者、国、地方公共団体がそれぞれこれを支える形で、児童の最善の利益を優先して考慮され、児童の福祉が保障されることが明記されている。このことを踏まえ、社会的養護を必要とする子どもの養育を進める必要がある。</u></p> <p><u>また、法第3条の2において、「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、（中略）必要な措置を講じなければならない。」と規定していることを十分に踏まえ、子ど</u></p>	<p>別紙</p> <p>里親委託ガイドライン</p> <p>1. 里親委託の意義</p> <p>里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。</p> <p>近年、虐待を受けた子どもが増えている。社会的養護を必要とする子どもの多くは、保護者との愛着関係はもとより、他者との関係が適切に築けない、学校等への集団にうまく適応できない、自尊心を持っていないなどの様々な課題を抱えている。また、<u>望まない</u>妊娠で生まれ親が養育できない子どもの養育が課題である。子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護である里親委託が、<u>これまでよりさらに積極的に活用されるべきである。</u></p>

も養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護である特別養子縁組を含む養子縁組や里親委託を、原則として取り組んでいかなければならない。

しかし、現状においては、地域社会の変化や核家族化により、社会的養護を必要とする子どもが増加する中、虐待による影響など、様々な課題を抱えた子どもが多くなくなっている一方で、このような子どもに対応できる里親が少ないこと、里親家庭においても家庭環境が変化していたり、里親制度への社会の理解不足から、里親委託が進まない事情がある。多様な子どもに対応できる様々な里親家庭、例えば、乳幼児、中・高校生等の高齢の子ども、障害のある子どもや非行児童などそれぞれに養育支援が可能な里親を開拓し、社会的養護の担い手として多くの里親を確保する必要がある。

併せて、児童養護施設等においても、できる限り良好な家庭的環境における養育を目指して、子どもの個別のニーズに応ずることが可能となるような養育単位の小規模化や、地域社会に存在して、地域社会に子どもも養育者も参加できるような地域化を推進していくことが必要である。

## 2. 里親委託の原則

家族は、社会の基本的集団であり、家族を基本とした家庭は子どもの成長、福祉及び保護にとつて最も自然な環境である。このため、保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない社会的養護のすべての子どもの代替的養護は、家庭養護が望ましく、養子縁組里親を含む里親委託を原則として検討する。特に、乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが大切である。

社会的養護が必要な子どもを里親家庭に委託することにより、子どもの成長や発達にとつて、

しかし、現実的には地域社会の変化や核家族化により、社会的養護を必要とする子どもが増加する中、虐待による影響など、様々な課題を抱えた子どもが多くなっている。一方このような子どもに対応できる里親が少ないこと、里親家庭においても家庭環境が変化していたり、里親制度への社会の理解不足から、里親委託が進まない事情がある。多様な子どもに対応できる様々な里親家庭、例えば、乳幼児、中・高校生高齢、年齢、障害のある子どもや非行児童などそれぞれに養育支援が可能な里親を開拓し、社会的養護の担い手としての里親の集団を形成することが望まれる。

現状においては、社会的養護を必要とする子どもの9割は施設養護となっており、里親等委託率（社会的養護を受けられる子どものうち、里親及びファミリーホームへの委託の割合）の引上げが必要である。

併せて、児童養護施設等においてもできるだけ家庭的な養育を目指して養育単位の小規模化を推進していくことが必要である。

## 2. 里親委託優先の原則

家族は、社会の基本的集団であり、家族を基本とした家庭は子どもの成長、福祉及び保護にとつて自然な環境である。このため、保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない社会的養護のすべての子どもの代替的養護は、家庭的養護が望ましく、里親委託を優先して検討することを原則とするべきである。特に、乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが大切である。

社会的養護が必要な子どもを里親家庭に委託することにより、子どもの成長や発達にとつて、

<p>① 特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入れられていないという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な、基本的信頼感を獲得することができる、</p> <p>② 里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることができる、</p> <p>③ 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる、</p> <p>というような効果が期待できることから、社会的養護においては<u>養子縁組里親を含む</u>里親委託を<u>原則として</u>検討する。</p> <p>3. 里親委託する子ども</p> <p>里親に養育を委託する子どもは、新生児から高年齢児まですべての子どもが検討の対象とされるべきであり、社会的養護を必要としている子どもの多様さを重視し、子どもと最も適合した里親へ委託する。</p> <p>(1) 保護者による養育の可能性の有無</p> <p>① 棄児、保護者が死亡し又は養育を望まず、他に養育できる親族等がない子ども</p> <p>も</p> <p>長期的な安定した養育環境が必要であり、<u>法的にも安定した親子関係を築くことが望ましい。</u>このため、<u>特別養子縁組や普通養子縁組を希望する養子縁組里親</u></p>	<p>① 特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入れられていないという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な、基本的信頼感を獲得することができる、</p> <p>② 里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることができる、</p> <p>③ 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる、</p> <p>というような効果が期待できることから、社会的養護においては里親委託を<u>優先して</u>検討する<u>べきである</u>。</p> <p><u>もつとも、社会的養護を必要とする子どもの数に対して、必要な里親の数の確保は不十分であり、また、様々な課題を抱える子どもに対して、対応できる里親も少ない現状から、施設養護の役割も大きいものがあり、里親の充実に努めるとともに、施設養護の質の充実に努めていく必要がある。</u></p> <p>3. 里親委託する子ども</p> <p>里親に養育を委託する子どもは、新生児から高年齢児まですべての子どもが検討の対象とされるべきであり、<u>多くの課題を持ち、社会的養護を必要としている子ども</u>の多様さを重視し、子どもと最も適合した里親へ委託する。</p> <p>(1) 保護者による養育の可能性の有無</p> <p>① 棄児、保護者が死亡し又は養育を望まず、他に養育できる親族等がない子ども</p> <p>も</p> <p>長期的な安定した養育環境が必要であり、<u>養育里親への委託と併せて、養子縁組を希望する里親を検討する。特に、特別養子縁組や普通養子縁組により法的に</u></p>
---	--

<p><u>に委託し、子どものパーマネンシー（恒久的な養育環境）を保障することを優先して検討する必要がある。</u></p> <p>② 将来は、家庭引き取りが見込めるが、当面保護者による養育が望めない子ども家庭において、特定の大人との愛着関係の下で養育される中で、健全な心身の成長や発達を促すことが必要ことから、積極的に養育里親への委託を検討する。また、<u>親子関係再構築、さらには家庭復帰に向けて、保護者と子どもの関係調整のために、引き取り後の家庭生活を想定し、必要な支援を行う。</u></p> <p>(2) 子どもの年齢</p> <p>① 新生児・乳幼児</p> <p>特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、今後の人格形成に多大な影響を与える時期でもあることから、長期的に実親の養育が望めない場合は、子どもにとって安定し継続した<u>家庭における養育環境と同様の養育環境を提供することが重要である。このため、特別養育縁組を希望する養子縁組里親に委託し、子どものパーマネンシー（恒久的な養育環境）を保障することを優先して検討する必要がある。</u></p> <p>また、委託の期間が限定されている場合も、特定の大人との関係を築くことは、健全な心身の成長や発達を促すことから、<u>積極的に養育里親への委託を検討する必要がある。</u></p> <p>新生児については、障害の有無が明らかになる年齢を待ってから、里親委託を検討する考え方もあるが、心身の発達によって大切な新生児の時期から里親委託を検討することが重要である。</p> <p>また、<u>早期せめ妊娠や若年の妊娠など虐待のハイリスクといわれる要支援家庭については、市区町村における支援拠点、母子健康包括支援センター（子育て世帯包括支援センター）、地域の保健機関、医療機関、子育て支援機関等と協力し、児童相談所が産前から早期の相談支援に努める。</u></p> <p>② 中学生や高校生年齢の子ども</p>	<p><u>も安定した親子関係を築くことが望ましい。</u></p> <p>② 将来は、家庭引き取りが見込めるが、当面保護者による養育が望めない子ども家庭において、特定の大人との愛着関係の下で養育される中で、健全な心身の成長や発達を促すことが必要ことから、積極的に養育里親への委託を検討する。また、家庭復帰に向けて、保護者と子どもの関係調整のために、引き取り後の家庭生活を想定し、必要な支援を行う。</p> <p>(2) 子どもの年齢</p> <p>① 新生児</p> <p>特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、今後の人格形成に多大な影響を与える時期でもあることから、長期的に実親の養育が望めない場合は、子どもにとって安定し継続した<u>家庭的な養育環境を提供することが必要である。</u></p> <p>また、委託の期間が限定されている場合も、特定の大人との関係を築くことは、健全な心身の成長や発達を促すことから、<u>里親委託は有用である。</u></p> <p>新生児については、障害の有無が明らかになる年齢を待ってから、里親委託を検討する考え方もあるが、心身の発達によって大切な新生児の時期から里親委託を検討することが重要である。</p> <p>また、<u>望まない妊娠や若年の妊娠などハイリスクといわれる要支援家庭については、地域の保健機関や医療機関、子育て支援機関等と協力し、児童相談所が産前から早期の相談支援に努める。</u></p> <p>② 中学生や高校生年齢の子ども</p>
--	---

<p><u>里親委託を通じて、地域生活、家庭生活上の知識や技術の獲得と</u>いった今後の自立に向けた支援が可能である。また、子どもの状況に応じて、子どもが居住していた地域の里親に委託することにより、学校への通学や家庭での生活スタイルを大きく変えないで支援をすることができる。</p> <p><u>高年齢の子どもを養育するにあたっては、子どもの養育経験の豊富な里親が望ましいことから、年齢の高い里親など、中学生や高校生に対応できる里親を開拓し、積極的に委託を検討する。</u></p> <p>なお、子ども本人に里親家庭で生活する意義を説明し、動機付けを十分に行う必要がある。</p> <p>(3) 施設入所が長期化している子どもの措置変更</p> <p>施設に長期間入所している子どもについては、<u>早急に自立支援計画の見直しを行い、里親委託を検討する必要がある。</u>自立支援計画の見直しの際には、児童相談所は、<u>保護者の面会状況等を確認し、保護者の養育意思の確認、生活状況の把握等の家族アセスメントを行い、適切な総合判断を踏まえた里親委託の検討が必要である。</u>また、施設に配置されている家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員等と連携し、里親委託の推進を行う。</p> <p>① 乳児院から措置変更する子ども</p> <p>できるだけ早い時期に<u>家庭における養育環境と同様の養育環境</u>で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが子どもの心身の成長や発達には不可欠であることから、原則として、里親委託への措置変更を検討する。</p> <p>② 施設入所が長期化している子ども</p> <p><u>当初は里親委託を検討したが、うまく里親と適合しなかったことから施設に入所している場合を含め、施設での生活を継続しているすべての子どもについて、子どもの状態と保護者の状況を考慮し、常に里親への委託を積極的に検討する。</u></p>	<p><u>地域での生活や家庭生活の知識や技術を獲得するなどを通じ、今後の自立に向けた支援が可能である。</u>また、子どもの状況に応じて、子どもが居住していた地域の里親に委託することにより、学校への通学や家庭での生活スタイルを大きく変えないで支援をすることができる。</p> <p><u>高年齢児を希望する里親が少ないという実情もあるが、年齢の高い里親など、中学生や高校生に対応できる里親を開拓し積極的に活用する。</u></p> <p>なお、子ども本人に里親家庭で生活する意義を説明し、動機付けを十分に行う必要がある。</p> <p>(3) 施設入所が長期化している子どもの措置変更</p> <p>施設に長期間入所している子どもについては、<u>施設が策定する毎年度の自立支援計画の見直しの際などには、児童相談所は適切な総合判断を行い、定期的に里親への委託を検討することが必要である。</u>また、施設に配置されている家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員等と連携し、里親委託の推進を行う。</p> <p>① 乳児院から措置変更する子ども</p> <p>できるだけ早い時期に<u>家庭的な環境</u>で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、<u>積極的に活用する。</u></p> <p><u>現状では、乳児院から里親への措置変更よりも、児童養護施設への措置変更が多いが、乳児院入所児童の措置変更を行う場合には、原則として、里親委託への措置変更を検討する。</u></p> <p>② 施設入所が長期化している子ども</p> <p><u>施設入所検討時、里親委託を検討したがうまく里親と適合せず施設に入所措置している場合を含め、施設での生活を継続しているすべての児童について、常に里親委託の検討を積極的に行う。</u></p>
---	---

<p>③ 1年以上（乳幼児は6か月）面会等保護者との交流がない子ども 保護者の生活状況等を調査し、家庭引き取りが難しい場合は、保護者に対し、子どもの成長・発達における家庭養護の必要性について十分説明を行い、里親制度についての理解を得る。</p> <p>④ 保護者の面会はあるが、家庭引き取りが難しい子ども <u>里親へ委託した場合でも、面会や外泊等の交流ができることを丁寧に説明し、子どもの成長・発達における家庭養護の必要性について理解を得るなど、里親への委託に努める。</u></p> <p>⑤ 法第28条措置の更新により<u>施設入所が長期化している子ども</u> 引き続き<u>保護者による虐待のおそれがあるとして法第28条措置の更新が継続している場合においても、子どもの成長や発達には家庭養護は必要であるため、里親への委託に努める。</u></p> <p>(4) 短期委託が必要な子ども <u>短期での受け入れであれば受託可能な里親は比較的多いこともあり、保護者の傷病や出産等委託期間が明確な子どもについては、原則として里親委託を活用する。</u> 特に幼稚園等に通う幼児や学齢児、高年齢児は子どもが元々住んでいた地域での里親委託が可能であれば、引き続き通園や通学が可能となる。子どもにとって大きく生活が変わらず、保護者との距離が近いことにより、情緒の安定や親子関係の安定が図られることもある。</p> <p>(5) <u>特に専門性の高い支援を必要とする子ども（専門里親への委託）</u></p> <p>① 虐待を受けた子どもや障害等があり、特別な支援を必要とする子ども 集団での対人関係や施設での生活になじめず、施設等では不調になるおそれがある場合、又は不調になった場合には、子どもの状態に適合した専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。 また、保護者がない、又は養育できないなどの子どものうち、虚弱、疾病、障</p>	<p>③ 1年以上（乳幼児は6か月）面会等保護者との交流がない子ども 保護者の生活状況等を調査し、家庭引き取りが難しい場合は、保護者に対し、子どもの成長・発達における家庭養護の必要性について十分説明を行い、里親制度についての理解を得る。</p> <p>④ 保護者の面会はあるが、家庭引き取りが難しい子ども <u>里親委託においても、面会や外泊等の交流ができることを丁寧に説明し、子どもの成長・発達における家庭養護の必要性について理解を得る。</u></p> <p>⑤ 法第28条措置の更新により長期化している子ども <u>保護者が引き続き虐待のおそれがあるとして法第28条措置の更新が継続している場合においても、子どもの成長や発達には家庭的な養護は必要であり、里親委託の可能性を検討する。</u></p> <p>(4) 短期委託が必要な子ども 保護者の傷病や出産等委託期間が明確な子どもについては、<u>短期での受け入れであれば受託可能な里親は比較的多いこともあり、積極的に里親委託を活用する。</u> 特に幼稚園等に通う幼児や学齢児、高年齢児は子どもが元々住んでいた地域での里親委託が可能であれば、引き続き通園や通学が可能となり、子どもにとって大きく生活が変わらず、保護者との距離が近いことにより、<u>子どもの情緒の安定や親子関係の安定が図られることもある。</u></p> <p>(5) <u>個別的な支援を必要とする子ども</u></p> <p>① 虐待を受けた子どもや障害等があり、特別な支援を必要とする子ども 集団での対人関係や施設での生活になじめず、施設等では不調になるおそれがある場合、又は不調になった場合には、子どもの状態に適合した専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。 また、保護者がない、又は養育できないなどの子どものうち、虚弱、疾病、障</p>
---	---



<p>害を有する子どもについては、最も適合する里親との調整を十分に行い、適切に養育できると認められる専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。</p> <p>② 非行の問題を有する子ども 家庭復帰が困難で、かつ、施設の集団では対応が難しい場合は、子どもの状態に適合した専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。</p> <p>(6) 里親へ委託することが難しい子ども すべての子どもは<u>養子縁組里親を含む里親委託を原則として</u>検討するが、次のような場合は当面、施設入所措置により子どものケアや保護者対応を行いつつ、<u>家庭環境では養育が困難となる課題があり、家庭養護への移行を検討する。</u></p> <p>① 情緒行動上の問題が大きく、<u>家庭環境では養育が困難となる課題があり、施設での専門的なケアが望ましい場合</u></p> <p>② 保護者が里親委託に明確に反対し、<u>里親委託が原則であることについて説明を尽くしてもなお、理解が得られない場合</u>（法第28条措置を除く）</p> <p>③ <u>里親に対し、不当な要求を行うなど対応が難しい保護者である場合</u></p> <p>④ 子どもが里親委託に対して明確に反対の意向を示している場合</p> <p>⑤ <u>子どもと里親が不調になり、子どもの状態や不調に至った経緯から、施設でのケアが必要と判断された場合</u></p> <p>⑥ <u>きょうだい分離を防止できない場合や、養育先への委託が緊急を要している場合など、適当な「家庭における養育環境と同様の養育環境」が提供できない場合</u> <u>（この場合については、あくまでも一時的なものとし、積極的に里親の新規開拓に取り組み、できるだけ早期に「家庭における養育環境と同様の養育環境」に移行させること。なお、「一時的」とは、乳幼児の場合には、日から週単位、長くとも数ヶ月以内には移行すべきであり、就学後の子どもについては、長くとも3年以内には移行すべきである。）</u></p>	<p>害を有する子どもについては、最も適合する里親との調整を十分に行い、適切に養育できると認められる専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。</p> <p>② 非行の問題を有する子ども 家庭復帰が困難で、かつ、施設の集団では対応が難しい場合は、子どもの状態に適合した専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。</p> <p>(6) 里親へ委託することが難しい子ども すべての子どもは里親委託を<u>優先して</u>検討するが、次のような場合は当面、施設措置を検討する。</p> <p>① 情緒行動上の問題が大きく、施設での専門的なケアが望ましい場合</p> <p>② 保護者が里親委託に明確に反対している場合（法第28条措置を除く）</p> <p>③ 不当な要求を行うなど対応が難しい保護者である場合</p> <p>④ 子どもが里親委託に対して明確に反対の意向を示している場合</p> <p>⑤ <u>里親と子どもが不調になり、施設でのケアが必要と判断された場合</u></p>
<p>4. 保護者の理解</p>	<p>4. 保護者の理解</p>

<p>(1) 保護者への説明</p> <p>保護者が養育できない場合、児童相談所が子どもの最善の利益となるよう里親や施設の選択を行うが、保護者へは十分説明を行い、里親委託について理解を求めめる。</p> <p><u>特に、長期にわたり保護者による養育が見込めない場合、虐待等の不適切な養育が予想される場合は、児童相談所から里親委託を積極的に勧める。</u></p> <p>養育里親に委託することについて、保護者にとっては、「子どもを取られてしまうのではないか」「子どもが里親になつてしまふのではないか」「面会がしづらくなるのではないか」など里親委託へ不安を抱くことがあるので、以下の点を十分に説明する。</p> <p>① 保護者へは里親制度、特に、養育里親と養子縁組里親との区別を説明し、里親は社会的養護の重要な担い手であり、児童相談所が引き続き支援を行う中で、保護者と協力し、子どもの養育を行うものであることを説明する。</p> <p>② <u>社会的養護については、里親委託が原則であり、養育里親による家庭環境が子どもの健全な心身の発達や成長を促すものであることを説明する。</u></p> <p>③ 保護者との調整は基本的に児童相談所が行うが、保護者と子どもとの面会や外泊、通信等については原則可能であることを説明し、その方法等については十分に保護者や里親と調整しておく。子どもや保護者の状況により、直接里親と保護者が連絡を取ることが不適切と判断した場合、児童相談所が連絡を取る必要な調整等を行う。ただし、法第28条措置の場合や通信面会制限や接近禁止命令を受けた場合、面会等が子どもの福祉を害する恐れがある場合は、児童相談所が面会等を制限等することもできる。</p> <p>(2) 保護者の承諾</p> <p><u>里親委託の措置を行う際の</u>保護者の承諾については、法第27条第4項で「親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これをとることができない」と定められている。これは、こ</p>	<p>(1) 保護者への説明</p> <p>保護者が養育できない場合、児童相談所が子どもの最善の利益となるよう里親や施設の選択を行うが、保護者へは十分説明を行い、里親委託について理解を求めめる。</p> <p><u>特に、養育里親に委託することについて、保護者にとっては、「子どもを取られてしまうのではないか」「子どもが里親になつてしまふのではないか」「面会がしづらくなるのではないか」など里親委託へ不安を抱くことがあるので、以下の点を十分に説明する。</u></p> <p>① 保護者へは里親制度、特に、養育里親と養子縁組を希望する里親との区別を説明し、里親は社会的養護の重要な担い手であり、児童相談所が引き続き支援を行う中で、保護者と協力し、子どもの養育を行うものであることを説明する。</p> <p>② 養育里親による家庭環境が子どもの健全な心身の発達や成長を促すものであることを説明し、社会的養護については、里親委託が原則であることを説明する。</p> <p>③ 保護者との調整は基本的に児童相談所が行うが、対応困難な保護者等を除き、保護者と子どもとの面会や外泊、通信等については原則可能であることを説明し、その方法等については十分に保護者や里親と調整しておく。子どもや保護者の状況により、直接里親と保護者が連絡を取ることが不適切と判断した場合は、児童相談所が必要な調整等を行う。ただし、法第28条措置の場合や通信面会制限や接近禁止命令を受けた場合、対応が難しい保護者である場合、面会等が子どもの福祉を害する恐れがある場合は、児童相談所が面会等を適切と判断するまでは制限等することもできる。</p> <p>(2) 保護者の承諾</p> <p>保護者の承諾については、<u>児童福祉法第27条第4項</u>で「親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これをとることができない」と定められている。これは、こ</p>
---	--

<p>れらの者が反対の意思を表明している場合には措置の決定を強行できないという意味であり、積極的な承諾がなくても、反対の意思表明がなければ、<u>児童福祉法上</u>、里親委託の措置を行うことは可能である。ただし、できる限り承諾が得られるよう努めることは必要である。</p> <p>① 保護者の行方不明や意向が確認できない場合 保護者の行方不明や意向が確認できない場合も、<u>児童福祉法</u>第27条第4項の保護者の意に反することは確認できないこととし、措置をとることは可能である。 なお、<u>都道府県が客観性を必要と認めるときは、児童福祉法</u>第27条第6項（<u>児童福祉法</u>施行令第32条）により、里親委託の援助方針を児童福祉審議会に諮り、意見を聴取することは有用である。 里親委託後、行方不明等の保護者が現れた場合は、里親制度の意義を説明し、理解を求めめる。 保護者と連絡がとれなくなる場合を想定し、事前に里親委託への措置変更について了承することが明文化されている場合は、その承諾の撤回が明示的にされるまでは、その意思表示は有効であり、保護者の意に反する場合に当たらない。</p>	<p>いる。これは、これらの者が反対の意思を表明している場合には措置の決定を強行できないという意味であり、積極的な承諾がなくても、反対の意思表明がなければ、里親委託の措置を行うことは可能である。ただし、できる限り承諾が得られるよう努めることは必要である。</p> <p>① 保護者の行方不明や意向が確認できない場合 保護者の行方不明や意向が確認できない場合も、<u>法</u>第27条第4項の保護者の意に反することは確認できないこととし、措置をとることは可能である。 なお、<u>都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、客観性が必要である</u>と認めるときは、<u>法</u>第27条第6項及び<u>児童福祉法</u>施行令第32条により、里親委託の援助方針を児童福祉審議会に諮り、意見を聴取することは有用である。 里親委託後、行方不明等の保護者が現れた場合は、里親制度の意義を説明し、理解を求めめる。 保護者と連絡がとれなくなる場合を想定し、事前に里親委託への措置変更について了承することが明文化されている場合は、その承諾の撤回が明示的にされるまでは、その意思表示は有効であり、保護者の意に反する場合に当たらない。</p>
<p>② 施設入所は承諾するが、里親委託に反対の意向が明確な場合 本来、子どもの最善の利益を優先し、児童相談所が措置先を決定する仕組みであり、里親か施設かを保護者が選ぶ仕組みになっていないことについて説明する。里親委託に難色を示す保護者には、(1)①②③について十分に説明し、里親委託が原則であることを説明して、理解を求めめる。 なお、最終的に理解が得られない場合は、<u>家庭裁判所の承認を得て行う法</u>第28条措置を除き、<u>児童福祉法</u>第27条第4項により、親権者の意に反しては同条第1項第3号の措置をとることはできないので、<u>結果として里親委託はできないことになる</u>。</p> <p>③ <u>児童福祉法</u>第28条による措置の場合 法第28条措置においても、里親委託を行うことは可能である。この場合、子どもの安全の確保や保護者とのトラブルを回避するために、委託先を明らかにしな</p>	<p>② 施設入所は承諾するが、里親委託に反対の意向が明確な場合 本来、子どもの最善の利益を優先し、児童相談所が措置先を決定する仕組みであり、里親か施設かを保護者が選ぶ仕組みになっていないことについて説明する。里親委託に難色を示す保護者には、(1)①②③について十分に説明し、里親委託が原則であることを説明して、理解を求めめる。 なお、最終的に理解が得られない場合は、<u>法</u>第27条第4項により、親権者の意に反しては同条第1項第3号の措置をとることはできないことから、<u>里親委託を行う場合は、子どもの個別ニーズに合わせて法</u>第28条措置を検討することとなる。</p> <p>③ <u>法</u>第28条による措置の場合 法第28条措置においても、里親委託を行うことは可能である。この場合、子ども</p>

<p>もの安全の確保や保護者とのトラブルを回避するために、委託先を明らかにしないことも可能である。また、保護者と十分に話し合い、子どもの養育方法について児童相談所の指導に従う意向が示された場合は、委託先を伝えることも可能である。</p> <p>ただし、家庭裁判所への法第28条申立時に、里親委託することを明記しておくことが必要である。また、保護者に子どもの措置先を伝えなければならない場合には、家庭裁判所に提出する資料のうち措置先に関する記載のある部分については非開示を希望する旨を明示するとともに、審判書に里親名等を記載しないよう希望を述べておく必要がある。</p> <p>④ 里親委託後、保護者が反対の意向に変化した場合等</p> <p>里親委託後、保護者が反対の意向に変化した場合や行方不明の保護者が現れて保護者の意に反することが判明した場合は、(1)①②③について丁寧に説明し、理解を求めめる。</p> <p>児童虐待等不適切な養育により家庭引き取りが困難で、かつ、保護者と児童相談所の意見が対立している場合は、一時保護や委託一時保護にするなど、子どもの安全確保を優先した上で、児童福祉審議会の意見の聴取や法第28条の申立等の法的対応などを検討する。</p> <p>また、子どもが里親家庭での生活を希望し、委託の継続を希望する場合は、子どもの意向を十分に聴いた上で、子どもの最善の利益を検討する。</p>	<p>いことも可能である。また、保護者と十分に話し合い、子どもの養育方法について児童相談所の指導に従う意向が示された場合は、委託先を伝えることも可能である。</p> <p>ただし、家庭裁判所への法第28条申立時に、里親委託することを明記しておくことが必要である。また、保護者に子どもの措置先を伝えなければならない場合には、家庭裁判所に提出する資料のうち措置先に関する記載のある部分については非開示を希望する旨を明示するとともに、審判書に里親名等を記載しないよう希望を述べておく必要がある。</p> <p>④ 里親委託後、保護者が反対の意向に変化した場合等</p> <p>里親委託後、保護者が反対の意向に変化した場合や行方不明の保護者が現れて保護者の意に反することが判明した場合は、(1)①②③について丁寧に説明し、理解を求めめる。</p> <p>児童虐待等不適切な養育により家庭引き取りが困難で、かつ、保護者と児童相談所の意見が対立している場合は、一時保護や委託一時保護にするなど、子どもの安全確保を優先した上で、児童福祉審議会の意見の聴取や法第28条の申立等の法的対応などを検討する。</p> <p>また、子どもが里親家庭での生活を希望し、委託の継続を希望する場合は、子どもの意向を十分に聴いた上で、子どもの最善の利益を検討する。</p>
<p>5. 里親への委託</p> <p>(1) 里親委託の共通事項</p> <p>① 里親家庭の選定 (マッチング)</p> <p>里親に子どもを委託する場合は、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行うことが必要であるため、一定の期間が必要である。また、その子どもがこれまで育ててきた人間関係や育った環境との連続性を大切に、可能な限り、環境の変化を少なくするなどその連続性をできるだけ</p>	<p>5. 里親への委託</p> <p>(1) 里親委託の共通事項</p> <p>① 里親家庭の選定 (マッチング)</p> <p>里親に子どもを委託する場合は、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行うことが必要であるため、一定の期間が必要である。また、その子どもがこれまで育ててきた人間関係や育った環境との連続性を大切に、可能な限り、環境の変化を少なくするなどその連続性をできるだけ</p>

<p>を大切にし、可能な限り、環境の変化を少なくするなどその連続性をできるだけ保てる里親に委託するよう努めることが望ましい。</p> <p>子どもに関しては子どもの発達や特性、保護者との関係などアセスメントを行い、保護者との交流の有無や方法、委託の期間や保護者への対応方法などについて検討する。</p> <p>里親に関しては、委託する子どもとの適合を重視し、里親の年齢、実子の養育経験、これまでの受託経験、幼児への養育が適した里親であるか、発達の遅れや障害等に対応できる里親であるか、また、保護者との対応が可能な里親であるかなど、里親の持つ特性や力量について考慮した上でマッチングを行う。特に、障害を有する子ども等で里親委託が望ましい場合は、経験豊富な里親を活用する。また、子どもの成長と養育者としての里親の体力を鑑み、里親委託を検討する。</p> <p><u>また、養子縁組を前提とする場合には、個々の子どもの状況に応じて自治体を超えたマッチングが有用な場合もあり、近隣の自治体等と、子どもや里親家庭の支援を連携して行う仕組みや、登録里親の情報共有など、家庭養育を推進する仕組みづくりに取り組むことが望ましい。</u></p> <p>なお、子どものアセスメントや子どもと里親の調整には、里親支援機関と連携することも有用である。</p>	<p>保てる里親に委託するよう努めることが望ましい。</p> <p>子どもに関しては子どもの発達や特性、保護者との関係などアセスメントを行い、保護者との交流の有無や方法、委託の期間や保護者への対応方法などについて検討する。</p> <p>里親に関しては、委託する子どもとの適合を重視し、里親の年齢、実子の養育経験、これまでの受託経験、幼児への養育が適した里親であるか、発達の遅れや障害等に対応できる里親であるか、また、保護者との対応が可能な里親であるかなど、里親の持つ特性や力量について考慮した上でマッチングを行う。特に、障害を有する子ども等で里親委託が望ましい場合は、経験豊富な里親を活用する。また、子どもの成長と養育者としての里親の体力を鑑み、里親委託を検討する。</p>
<p>② 委託の打診と説明</p> <p>里親委託を行う場合、里親に委託したい子どもの年齢、性別、発達の状況、委託期間の<b>目的</b>、保護者との交流等について伝え、里親家庭の状況や、実子や他の受託児童がいればその子どもの様子を確認した上で、受託可能かどうかについて打診する。受託可能という里親の意向が得られれば、具体的なケース説明を行う。なお、里親宅の家庭訪問を行うことは、里親家庭の直近の現状を改めて直接把握できることになり、有効である。</p> <p>また、里親に対し、<b>委託</b>を断ることができるとを伝え、受託できるかどうか、家族とも話し合い、<b>家族</b>にも同意を得た上で受託の決定をするなど十分に考えてもらうことが大切である。</p>	<p>② 委託の打診と説明</p> <p>里親委託を行う場合、里親に委託したい子どもの年齢、性別、発達の状況、委託期間の<b>予定</b>、保護者との交流等について伝え、里親家庭の状況や、実子や受託児童がいればその子どもの様子を確認した上で、受託可能かどうかについて打診する。受託可能という里親の意向が得られれば、具体的なケース説明を行う。なお、里親宅の家庭訪問を行うことは、里親家庭の直近の現状を改めて直接把握できることになり、有効である。</p> <p>また、里親に対し、<b>受託</b>を断ることができるとを伝え、受託できるかどうか、家族とも話し合い家族にも同意を得た上で受託の決定をするなど十分に考えてもらうことが大切である。</p> <p>新生児委託や養子を前提にする場合は、保護者の意向が変わったり、子どもに</p>

<p>新生児委託や養子縁組を前提にする場合は、保護者の意向が変わったり、子どもに障害や疾病が見つかることもあるので、里親には将来起こりうる変化について、十分に説明する。なお、説明の内容や里親の反応等、支援に必要な情報は記録することが望ましい。</p> <p>③ 子どもと里親の面会等</p> <p>子どもと里親の面会では、児童相談所の子ども担当職員と里親担当職員が異なる場合は、その役割を明確にする。子ども担当職員は、子どもに対し、面会についての事前説明や、里親や里親家庭についての紹介をした上で、里親との面会がうまく進むようまわすよう支援する。一方、子どもが里親委託を断ることができることも説明する。里親担当は、里親に対し、子どもについての情報や留意点を伝えた上で、面会がうまく進むよう支援する。</p> <p>施設に入所している子どもの場合は、当該施設との調整を行い、子どもと里親の関係づくりを協力してもらおうよう依頼する。受託する里親の不安を軽減するため、初回の面会までに子どもの日常の様子や子どもの反応などを施設から伝えてもらうことも必要である。</p> <p>家庭から里親委託する場合は、必要に応じて子どもと里親との面会を実施する。このように里親委託までには、面会や外出、外泊などを行い、また、外泊中に児童相談所が家庭訪問などを行い、子どもと里親の状況等の把握に努める。子どもの気持ちを大切にしながら、子どもが安心できるよう支援し、里親と委託する子どもの適合を調整することが重要であり、丁寧に準備を進めることが大切である。</p> <p>里親委託のための調整期間は、施設での面会や外出・外泊などの交流に係る里親側の負担等に配慮し、できるだけ長期にならないよう努め、長い場合でも概ね2、3か月程度を目安とする。子どもの不安感等にも配慮し、子どもと里親の面会の気持ちや状況を十分に把握し、交流を進める。</p> <p>委託開始の決定は、学齢児であれば学齢の区切りに合わせるといった配慮をするとともに、子どもと里親の関係性を見極めた上で決定する。</p>	<p>障害や疾病が見つかることもあるので、里親には将来起こりうる変化について、十分に説明する。なお、説明の内容は記録することが望ましい。</p> <p>③ 子どもと里親の面会等</p> <p>子どもと里親の面会では、児童相談所の子ども担当と里親担当が分かれる場合は、その役割を明確にする。子ども担当は、子どもに対し、面会についての事前説明や、里親や里親家庭についての紹介をした上で、里親との面会がうまく進むよう支援する。一方、子どもが里親委託を断ることができることも説明する。里親担当は、里親に対し、子どもについての情報や留意点を伝えた上で、面会がうまく進むよう支援する。</p> <p>施設に入所している子どもの場合は、当該施設との調整を行い、子どもと里親の関係づくりを協力してもらおうよう依頼する。受託する里親の不安を軽減するため、初回の面会までに子どもの日常の様子や子どもの反応などを施設から伝えてもらうことも必要である。</p> <p>家庭から里親委託する場合は、必要に応じて里親と子どもとの面会を実施する。このように里親委託までには、面会や外出、外泊などを行い、また、外泊中に児童相談所が家庭訪問などを行い、里親と子どもの状況等の把握に努める。子どもの気持ちを大切にしながら、子どもが安心できるよう支援し、里親と委託する子どもの適合を調整することが重要であり、丁寧に準備を進めることが大切である。</p> <p>里親委託にかかる調整の期間については、施設での面会や外出・外泊などの交流は里親側の負担等に配慮し、できるだけ長期にならないよう努め、長い場合でも概ね2、3か月程度を目安とする。子どもの不安感等にも配慮し、里親と子どもの両方の気持ちや状況を十分に把握し、交流を進める。委託開始は学齢児であれば学齢の区切りに合わせるといった配慮をする。委託開始は学齢児であれば学極めた上で決定する。</p> <p>なお、里親と児童相談所の子ども担当、里親担当者、可能であれば保護者と、</p>
---	---

<p>なお、里親と児童相談所の子ども担当職員、里親担当職員、可能であれば保護者も含めて、子どもの養育についての情報を共有し、常に連携できる体制を作っておくことも有用である。</p> <p>また、里親には、委託の理由や経緯、子どもの発達や行動、保護者等家族の状況、養育の留意点や今後の見通しを説明するとともに、養育を適切に行うための必要な書類を交付し、里親をはじめとする関係者と一緒に自立支援計画を立てることも必要である。</p> <p>(2) 養育里親へ委託する場合  <u>養育里親と養子縁組里親との違いを保護者に丁寧に説明し、長期に委託する場合、数週間や1年以内など短期間の委託</u>など、ニーズに応じた多様なことを説明し、理解を得ることが大切である。</p> <p>家庭引き取りが可能な子どもだけでなく、何らかの形で保護者との関係を継続する場合は、定期的な面会や外出等の工夫や親子関係の再構築の支援を行う。里親は、<u>状況に応じて、保護者に対し子育てのアドバイスを行ったり、よりよい子育てのモデルとして具体的な支援を行うことも可能である。また、児童相談所と連携して、保護者との一定の距離をとった交流を続けながら生い立ちを整理し、子どもと保護者、相互の肯定的なつながりを主体的に回復するための支援など、</u>子どもの保護者への気持ちをくみ取り、配慮することが必要である。</p> <p>短期で委託する場合、子どもの生活の変化を最小限に抑える観点から、児童相談所は市町村等の協力を得て、必要な調査をし、できるだけ居住する地域の近くの里親に委託することが望ましい。</p> <p>その場合において、緊急を要するケースの場合は、児童委員や社会福祉主事等からあらかじめ児童相談所長に電話等による連絡で了解を得ることによって仮委託とするなど、弾力的な運用に配慮する。なお、仮委託を行った場合は、速やかに子どもの状況や保護者の状況等を調査し、養育里親への正式な委託に切り替える。</p> <p>なお、仮委託のみで終了した場合は、緊急の保護を必要とした事例とみなして、委託一時保護として処理することとする。</p>	<p>子どもの養育についての情報を共有し、常に連携できる体制を作っておくことも有用である。</p> <p>また、里親には、委託の理由や経緯、子どもの発達や行動、保護者等家族の状況、養育の留意点や今後の見通しを説明するとともに、養育を適切に行うための必要な書類を交付し、里親など関係者と一緒に自立支援計画を立てることも必要である。</p> <p>(2) 養育里親へ委託する場合  <u>保護者へは養育里親と養子縁組を希望する里親との違いを丁寧に説明し、長期に委託する場合や数週間や1年以内など短期間委託する</u>など、ニーズに応じた多様な里親委託ができることを説明し、理解を得ることが大切である。</p> <p><u>また、</u>家庭引き取りが可能な子どもだけでなく、何らかの形で保護者との関係を継続する場合は、定期的な面会や外出等の工夫や親子関係の再構築の支援を行う<u>など、親子関係が永続的なものになるよう配慮することが必要である。また、現実的には親子関係を結ぶことが困難な子どもの場合も、</u>子どもの保護者への気持ちをくみ取り、配慮することが必要である。</p> <p>短期委託する場合、子どもの生活の変化を最小限に抑える観点から、児童相談所は市町村等の協力を得て、必要な調査をし、できるだけ居住する地域の近くの里親に委託することが望ましい。</p> <p>その場合において、緊急を要するケースの場合は、児童委員や社会福祉主事等からあらかじめ児童相談所長に電話等による連絡で了解を得ることによって仮委託とするなど、弾力的な運用に配慮する。なお、仮委託を行った場合は、速やかに子どもの状況や保護者の状況等を調査し、養育里親への正式な委託に切り替える。</p> <p>なお、仮委託のみで終了した場合は、緊急の保護を必要とした事例とみなして、委託一時保護として処理することとする。</p>
---	--

<p>委託一時保護として処理することとする。</p> <p>委託の措置理由が消滅したと考えられる時期には、児童相談所が保護者の状況を 確認し、委託の解除等措置の円滑な実施に努める。</p> <p><u>委託の解除にあたっては、子どもを現に養育する里親も積極的に親子関係再構築 支援を行うなど、関係機関が連携して継続的なフォローを行う必要がある。</u></p> <p>また、施設に入所している子どもについても、里親支援機関と協力する等により、 夏休みや週末を利用して<u>家庭生活を体験するために養育里親へ委託を行うなど、子 どもにできる限り家庭養育を提供できるよう、積極的な運用をする。</u></p> <p>(3) 専門里親へ委託する場合</p> <p>虐待等で深く傷ついている子ども、障害のある子どもや非行傾向のある子どもに ついては、アセスメントを丁寧に行い、慎重に委託を検討する。</p> <p>専門里親に委託する子どもは、様々な行動上の問題を起こす場合があり、児童相 談所は、施設や関係機関等と連携し、<u>委託された子どもと専門里親の調整を行い、 児童発達支援センター等</u>でのケアや治療を取り入れながら、<u>きめ細やかな支援を行 う。</u>特に、施設から措置変更で委託された場合は、必要に応じて、施設の指導員等 子どもの担当職員や<u>家庭支援専門相談員</u>に委託後の里親への助言や養育相談の支援 を依頼する。</p> <p>また、専門里親への委託期間は2年以内（必要と認めるときは、期間を超えて養 育を継続することはできる）としているところであり、2年を経過した後の対応に ついては、関係機関等で協議し、子どもへの説明等の時期を含め、速やかに対応す る。</p> <p>(4) 養子縁組里親へ委託する場合</p> <p>児童福祉の観点からの養子制度の意義は、保護者のない子ども又は家庭での養育 が望めない子どもに温かい家庭を与え、かつその子どもの養育に法的安定性を与え</p>	<p>委託の措置理由が消滅したと考えられる時期には、児童相談所が保護者の状況を 確認し、委託の解除等措置の円滑な実施に努める。</p> <p>また、<u>家庭生活を体験することが望ましい児童福祉施設</u>に入所している子どもに ついて、里親支援機関と協力する等により、夏休みや週末を利用して、養育里親へ 委託を行う等積極的な運用をする。</p> <p>(3) 専門里親へ委託する場合</p> <p>虐待等で深く傷ついている子ども、障害のある子どもや非行傾向のある子どもに ついては、アセスメントを丁寧に行い、慎重に委託を検討する。</p> <p>専門里親に委託する子どもは、様々な行動上の問題を起こす<u>ことがある</u>場合があ り、児童相談所、施設や関係機関等と連携し、<u>療育機関</u>でのケアや治療を取り入れ ながら、<u>委託された子どもと専門里親の調整を行い、きめ細やかな支援が必要であ る。</u>特に、施設から措置変更で委託された場合は、必要に応じて、施設の指導員等 子どもの担当職員や<u>ファミリーソーシャルワーカー</u>に委託後の里親への助言や養育 相談の支援を依頼する。</p> <p>また、専門里親への委託期間は2年以内（必要と認めるときは、期間を超えて養 育を継続することはできる）としているところであり、2年を経過した後の対応に ついては、関係機関等で協議し、子どもへの説明等の時期を含め、速やかに対応す る。</p> <p>(4) 養子縁組を希望する里親の場合</p> <p>児童福祉に<u>おける</u>養子制度の意義は、保護者のない子ども又は家庭での養育が望 めない子どもに温かい家庭を与え、かつその子どもの養育に法的安定性を与えるこ とにより、子どもの健全な育成を図る<u>ものであることから、</u>要保護児童対策の一環</p>



<p>ることにより、子どもの健全な育成を図ることができるという点である。このため、保護児童対策の一環として、<u>パーマネンシー（恒久的な養育環境）を必要とする子どもが適合する養親と養子縁組を結ぶよう制度を活用する。</u></p> <p><u>とりわけ特別養子縁組は、継続的な家庭の保障という観点から、社会的養護を必要とする子どもにとって極めて重要であることを念頭に置いて取組む必要がある。</u></p> <p><u>委託する養子縁組親は、一定の年齢に達していることや、特定の疾病に罹患した経験があることだけをもって一律に排除するのではなく、子どもの成長の過程に応じて必要な気力、体力、経済力等が求められることなど、里親希望者と先の見通しを具体的に話し合いながら検討する。</u></p> <p><u>また、子どもの障害や疾病は受け止めること、養子縁組の手續中に保護者の意向が変わることがあることなどに対する理解を確認するとともに、子どもとの適合を見るために面会や外出等交流を重ね、里親の家族を含め、新しい家族となること</u> <u>の意志を確認する。</u></p> <p><u>子どもとの面会等</u>に際して、<u>里親の呼び方など子どもへの紹介の方法はそれぞれの状況に応じて対応する。</u></p>	<p>として、子どもと適合する養親と<u>適正な養子縁組を結ぶよう制度を活用する。</u></p> <p><u>養子縁組を希望する里親の場合、子どもとの適合を見るために面会や外出等交流を重ね、里親の家族を含め、新しい家族となることの意志を確認する。</u></p> <p><u>子どもとの面会等に際して、里親の呼び方など子どもへの紹介の方法はそれぞれの状況に応じて対応する。</u></p> <p><u>また、養子里親の年齢は、子どもが成人したときに概ね65歳以下となるような年齢が望ましい。子どもの障害や病気が受け止めること、養子縁組の手續中に保護者の意向が変わることがあることなどの理解を確認する。</u></p>
<p><u>養子縁組には、普通養子縁組と特別養子縁組があり、特別養子縁組は実親との法的な親子関係が切れ、戸籍上は長男・長女等と記載される。しかし、裁判所での審判決定によることは記載され、実親をたどることはできないことを説明する。</u></p> <p><u>また、特別養子縁組の手續きは、養親となる者が居住地の家庭裁判所に申し立てを行い、6か月以上の養育状況を踏まえ、審判により成立する。6か月の期間は申立時点から起算されるが、申し立てる前に、児童相談所から里親委託され、養育の状況が明らかかな場合は、この限りではない。特別養子縁組は、父母による監護が著しく困難又は不適當である等特別の事情がある場合において、子どもの利益のために特に必要があると認められるときに成立するものであり、そのような場合には積極的に活用する。</u></p> <p><u>なお、特別養子縁組の成立には、父母の同意が原則として必要とされるが、父母において子どもの利益を著しく害する事由がある等の場合には、父母の同意がなく</u></p>	<p><u>養子縁組には、普通養子縁組と特別養子縁組があり、特別養子縁組は実親との親子関係が切れ、戸籍上は長男・長女等と記載される。しかし、裁判所での審判決定によることは記載され、実親をたどることはできないことを説明する。</u></p> <p><u>また、特別養子縁組の手續きは、養親となる者が居住地の家庭裁判所に申し立てを行い、6か月以上の養育状況を踏まえ、審判により成立する。6か月の期間は申立時点から起算されるが、申し立てる前に、児童相談所から里親委託され、養育の状況が明らかかな場合は、この限りではない。特別養子縁組は、父母による監護が著しく困難又は不適當である等特別の事情がある場合において、子どもの利益のために特に必要があると認められるときに成立するものであり、そのような場合には積極的に活用する。</u></p> <p><u>なお、特別養子縁組の成立には、父母の同意が原則として必要とされるが、父母において子どもの利益を著しく害する事由がある等の場合には、父母の同意がなく</u></p> <p><u>ても、家庭裁判所は特別養子縁組を成立させることができる（民法（明治29年法律</u></p>

<p>ても、家庭裁判所は特別養子縁組を成立させることができる（民法（明治29年法律第89号）第817条の6ただし書）。</p> <p>(5) 親族里親へ委託する場合等</p> <p>親族里親は、両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できない場合において、その子どもの福祉の観点から、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。）及びその配偶者である親族に子どもの養育を委託する制度である。</p> <p><u>親族里親へ委託する場合には、次の点に留意する。</u></p> <p>① 「両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できない場合は、虐待や養育拒否により養育が期待できない場合や精神疾患により養育できない場合など含まれる。なお、実親がある場合は、実親による養育の可能性を十分に検討する。</p> <p>② 本来親族は、民法第730条に「直系血族及び同居の親族は、互いに扶け合わなければならない」とあり、民法第877条第1項により、直系血族等には、子どもを扶養する義務がある。しかしながら、扶養義務がある場合であっても、親族に養育を委ねた結果、その親族が経済的に困窮し、生計を維持することが困難となつてしまう場合には、親族里親の制度を活用することにより、一般生活費等を支給し、親族により養育できることのできる。</p> <p>③ 親族里親は、保護者等がいる場合でも委託が可能であるが、この場合、実親と親族の中で子どもの養育を行うのではなく、子どもを児童相談所が保護し、児童相談所が親族里親に委託するものであることを、実親及び親族に説明し、了解を得ることが必要である。</p> <p>④ 扶養義務のない親族に対する里親委託については、養育里親が適用される。</p>	<p>第89号）第817条の6ただし書）。</p> <p>(5) 親族里親へ委託する場合等</p> <p>親族里親は、両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できず、結果として施設への入所措置が余儀なくされる場合において、積極的に活用する。その子どもの福祉の観点から保護が必要な子どもを施設に入所させるよりも家庭的な環境の中で養育することが適当と決定した場合、扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。）及びその配偶者である親族に子どもの養育を委託する制度である。なお、次の点に留意する。</p> <p>① 委託について、「両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できない場合は、精神疾患により養育できない場合なども含まれる。なお、実親がある場合は、実親による養育の可能性を十分に検討する。</p> <p>② 本来親族は、民法第730条に「直系血族及び同居の親族は、互いに扶け合わなければならない」とあり、民法第877条第1項により、直系血族等には、子どもを扶養する義務がある。しかしながら、扶養義務がある場合であっても、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設への入所措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を活用することにより、一般生活費等を支給し、親族により養育できるようになることができる。</p> <p>③ 親族里親は、保護者等がいる場合でも委託が可能となっているが、この場合、実親と親族の中で子どもの養育を行うのではなく、子どもを児童相談所が保護し、児童相談所が親族里親に委託するものであることを、実親及び親族に説明し、了解を得ることが必要である。</p> <p>④ 扶養義務のない親族に対する里親委託については、養育里親が適用される。</p> <p>⑤ 親族里親及び親族による養育里親の制度については、制度の内容や趣旨が</p>

<p>⑤ 親族里親及び親族による養育里親の制度については、制度の内容や趣旨があまり知られていないことから、児童相談所において、相談者が制度を利用することが可能と見込まれるときは、制度について適切に説明を行うことが必要である。</p> <p>(6) ファミリーホームへの委託 ファミリーホームは、里親や児童養護施設等で<u>子どもの養育</u>経験がある者が養育者となり、里親と同様の家庭養護の担い手である。 ファミリーホームは、養育里親と同様の子どもが対象となるものであるが、子ども同士の相互作用を活かすつ、複数の子どもがいる環境の方がより適しやすいため、個人や、個人の里親への<u>委託には不安感を持つ保護者に対して</u>も有用であることから、子どもの状況に応じてファミリーホームへの委託を検討する。</p> <p>(7) 特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託の留意点 未婚、若年出産など<u>予期せぬ妊娠</u>による出産で養育できない・養育しないという保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や出産直後の相談に応じ、出生した病院から直接里親の家庭へ委託する特別養子縁組を前提とした委託の方法が有用である。特別養子縁組は原則として6か月以上の養育状況を踏まえ、審判により成立するものであり、新生児を委託され、6か月を経過して裁判所に申し立てているので、1歳頃には子どもの権利関係の安定を図ることができる。 まず、当該保護者から相談を受け、養育を支援する制度の紹介や親族による養育が可能かなどを調査し、養育の意向の有無について丁寧に確認する。一方、特別養子縁組を前提とした新生児委託を希望する里親には、子どもの性別や親の事情を問わない、子どもの障害や<u>疾病</u>は受け止める、保護者の意向が変わることがあることなどを説明し、理解が得られたかどうか確認することが必要である。なお、特別養子縁組が成立するまでは、実親も里親も立ち止まって考えることができる。 実親の妊娠中から里親委託まで切れ目のない支援で実親が安心して出産を迎え、</p>	<p>り知られていないことから、児童相談所において、相談者が制度を利用することが可能と見込まれるときは、制度について適切に説明を行うことが必要である。</p> <p>(6) ファミリーホームへの委託 ファミリーホームは、里親や児童養護施設等の<u>経験がある者が養育者となり</u>、養育者の住居において、5、6人の子どもを養育する制度であり、里親と同様の家庭養護の担い手である。 ファミリーホームは、養育里親と同様の子どもが対象となるものであるが、子ども同士の相互作用を活かすつ、複数の子どもがいる環境の方がより適しやすいため、個人や、個人の里親には不安感を持つ保護者に対しても有用であることから、子どもの状況に応じてファミリーホームへの委託を検討する。</p> <p>(7) 特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託の留意点 未婚、若年出産など<u>望まない妊娠</u>による出産で養育できない・養育しないという保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や出産直後の相談に応じ、出生した病院から直接里親の家庭へ委託する特別養子縁組を前提とした委託の方法が有用である。特別養子縁組は原則として6か月以上の養育状況を踏まえ、審判により成立するものであり、新生児を委託され、6か月を経過して裁判所に申し立てているので、1歳頃には子どもの権利関係の安定を図ることができる。 まず、当該保護者から相談を受け、養育を支援する制度の紹介や親族による養育が可能かなどを調査し、養育の意向の有無について丁寧に確認する。一方、特別養子縁組を前提とした新生児委託を希望する里親には、子どもの性別や親の事情を問わない、子どもの障害や<u>病気</u>は受け止める、保護者の意向が変わることがあることなどを説明し、理解が得られたかどうか確認することが必要である。なお、特別養子縁組が成立するまでは、実親も里親も立ち止まって考えることができる。 実親の妊娠中から里親委託まで切れ目のない支援で実親が安心して出産を迎え、里親と自然に親子関係をつくることができるのが、特別養子縁組を前提とした新生</p>
---	--

<p>里親と自然に親子関係をつくることのできるのが、特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託の特徴である。</p> <p>(8) 措置延長についての留意点</p> <p>里親や関係機関の意見を聞き、あらかじめ<u>子ども</u>や<u>保護者</u>の意向を確認し、児童相談所長が必要と認めるときは、法第31条により満20歳に達するまでの間、委託を継続することができ、特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合は積極的に措置延長を行うこととされており、具体的には</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども</li> <li>② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども</li> <li>③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童で継続的な養育が必要な子ども</li> </ol> <p>などの場合、里親の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合には<u>積極的に</u>活用する。</p>	<p>見の里親委託の特徴である。</p> <p>(8) 措置延長についての留意点</p> <p>里親や関係機関の意見を聞き、あらかじめ<u>保護者</u>や<u>児童</u>の意向を確認し、児童相談所長が必要と認めるときは、<u>児童福祉法</u>第31条により満20歳に達するまでの間、委託を継続することができ、特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合は積極的に措置延長を行うこととされており、具体的には</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども</li> <li>② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども</li> <li>③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童で継続的な養育が必要な子ども</li> </ol> <p>などの場合、里親の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合には活用する。</p>
<p>(9) <u>子ども</u>と<u>里親</u>が不調になった場合</p> <p><u>子ども</u>と<u>里親</u>の調整を十分に<u>行っただ</u>で<u>委託し</u>、委託後も児童相談所や里親機関等が援助を行った場合においても、<u>子ども</u>と<u>里親</u>が不調になることがある。子どもが里親と共に生活する中で、子どものそれまでの養育環境の影響や子どもの成長・発達に伴い、里親にとって子どもの養育に対する負担が<u>大きく</u>なり、子どもの関係がうまくいかななくなるといった様々な状況が起こりうる。また、不適切な養育が行われることも起こりうる。</p> <p>不調の兆しをできるだけ早く把握するよう定期的な支援を行い、関係機関の協力も得ながら<u>子ども</u>と<u>里親</u>の関係を見守り、必要な場合には適切に介入していくことが大切である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 情報の共有・協議・支援</li> </ol> <p>不調の兆しがある場合は、速やかに児童相談所の里親担当と子ども担当の双方が里親家庭の状況を共有し、協議する。家庭訪問や相談支援を行い、里親に対し</p>	<p>(9) <u>里親</u>と<u>子ども</u>が不調になった場合</p> <p><u>里親</u>と<u>子ども</u>の調整を十分に<u>行っただ</u>から、<u>里親委託し</u>、委託後も児童相談所や里親機関等が援助を行った場合においても、<u>里親</u>と<u>子ども</u>が不調になることがある。子どもが里親と共に生活する中で、子どものそれまでの養育環境の影響や子どもの成長・発達に伴い、里親にとって子どもの養育に対する負担が<u>高く</u>なり、子どもの関係がうまくいかななくなるといった様々な状況が起こりうる。また、不適切な養育が行われることも起こりうる。</p> <p>不調の兆しをできるだけ早く把握するよう定期的な支援を行い、関係機関の協力も得ながら<u>里親</u>と<u>子ども</u>の関係を見守り、必要な場合には適切に介入していくことが大切である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 情報の共有・協議・支援</li> </ol> <p>不調の兆しがある場合は、速やかに児童相談所の里親担当と子ども担当の双方が里親家庭の状況を共有し、協議する。家庭訪問や相談支援を行い、里親に対し</p>

<p>員の双方が里親家庭の状況を共有し、協議する。家庭訪問や相談支援を行い、里親に対して必要な助言を継続的に実施することやレスパイトの利用を勧めるなど里親に休息をもらうこと、また、里親の相互交流の場であるサロンへの参加や里親支援機関等の相談支援の活用、さらには、子どもに対して児童相談所への通所指導を行うなど、できるだけ<u>委託を継続</u>することができるよう支援を行う。</p> <p>② 委託解除</p> <p>やむを得ない場合は、委託解除を検討する。<u>子どもや里親に対する支援による解決が見込まれず、委託継続が適切でない</u>と判断される場合は、<u>無理を重ねること</u>で、<u>子どもの最善の利益を損ねる可能性もあることから、委託解除による傷つきを恐れて過度に慎重になる</u>ことのないように、適切に<u>委託解除について</u>判断する。</p> <p>委託解除を行う場合は、子どもへの必要な支援を検討するとともに、委託解除に至る過程での混乱や分離による傷つきへの対応として、児童相談所の児童心理司による支援も含め、委託解除の理由や今後の生活について丁寧に説明し、子どものケアを行う。同時に、里親に対しては、委託解除の理由等について丁寧に説明するなど、<u>養育がうまくいかなかったことへの傷つきや、喪失感等へのケア</u>が重要である。不調の原因が里親自身にある場合、双方に原因がある場合、双方とも努力したが<u>やむを得なかった</u>場合もあることから、子どもや里親とそれぞれに対して一緒に<u>振り返り</u>、前向きに今後につなげていくことが重要である。</p> <p>6. 里親の認定・登録について</p> <p>里親制度は、家庭での養育が<u>困難又は受けられなくなった</u>子どもを、<u>温かい愛情と正しい理解をもって自らの家庭</u>に迎え入れて養育を行うものである。このため、里親は子どもに対する豊かな愛情を有していることなどが求められる。</p>	<p>必要な助言を継続的に実施することやレスパイトの利用を勧めるなど里親に休息をもらうこと、また、里親の相互交流の場であるサロンへの参加や里親支援機関等の相談支援の活用、さらには、子どもに対して児童相談所への通所指導を行うなど、できるだけ<u>委託継続が図る</u>ことができるよう支援を行う。</p> <p>② 委託解除</p> <p>やむを得ない場合は、委託解除を検討する。里親支援で解決が見込まれず、委託継続が適切でないと判断される場合は、<u>無理を重ねては、子どもにも里親にも不幸であり、委託解除による傷つきをおそれて委託や委託解除が過度に慎重になることのないように、適切に判断する</u>。</p> <p>委託解除を行う場合は、子どもへの必要な支援を検討するとともに、委託解除に至る過程での混乱や分離による傷つきへの対応として、児童相談所の児童心理司による支援も含め、委託解除の理由や今後の生活について丁寧に説明し、子どものケアを行う。<u>それと同時に、里親に対し、委託解除の理由等について丁寧に説明するなど里親が持つ養育がうまくいかなかったことへの傷つきや、喪失感等へのケア</u>が重要である。不調の原因が里親自身にある場合、子どもにもある場合、双方に原因がある場合、双方とも努力した<u>けれど合わない</u>場合もあることから、子どもや里親とそれぞれに対して一緒に<u>振り返りかえり</u>、前向きに今後につなげていくことが重要である。</p> <p>6. 里親の認定・登録について</p> <p>里親制度は家庭での養育が<u>欠ける</u>子どもに<u>温かい愛情と正しい理解をもって家庭</u>に迎え入れて養育を行うものである。このため、里親は子どもとの養育についての理解及び熱意並びに子どもに対する豊かな愛情を有していることなどが求められる。</p> <p>また、里親には、子どもの福祉を理解し、社会的養護の担い手として関係機関等</p>
--	--

<p>また、里親には、子どもの福祉を理解し、社会的養護の担い手として関係機関等と協力し、子どもを養育することが求められ、その担い手としてふさわしい者が認定される。</p> <p>従って、里親を希望する理由や動機が社会的養護の担い手としての責任の上にあるか、家族の理解や協力はあのか、また、委託される子どもへの理解があるかなどを面談や家庭訪問等で調査し、認定する。しかし、社会的養護の制度の理解が低い場合、児童相談所による指導や支援を受け入れることや、関係機関と協力することが難しい場合、跡継ぎがほしい、老後の介護をしてほしい、夫婦関係を見直したいなどの里親希望者自身の場合、認定が難しい。</p> <p>(1) 電話相談や問い合わせ時の留意点</p> <p>里親希望者から最初に電話等で問い合わせを受けたときには、里親制度の目的や手続さ、研修受講、里親認定申請後は都道府県の児童福祉審議会で審議されることなど丁寧な説明を行う。</p> <p>また、里親制度を正しく理解してもらうために、里親に関する講演会や講座への参加を勧奨することも有用である。</p> <p>(2) 里親希望者のインテーク面接の留意点</p> <p>再度里親制度の趣旨や公の責任のもとで行われる養育であることを丁寧に説明する。また、委託後に子どもの発達の遅れや障害、疾病が見つかることがあるなど、委託される子どもの状況で受託後に里親の家族関係が揺れることなど具体的に説明する。</p> <p>養子縁組里親希望者には、普通養子縁組と特別養子縁組の違い、子どもが持つ背景や実親への思いなどすべてを引き受ける必要があること、適切な時期の真実告知が必要であることなどを説明する。</p>	<p>と協力し、子どもを養育することが求められ、その担い手としてふさわしい者が認定される。</p> <p>従って、里親を希望する理由や動機が社会的養護の担い手としての責任の上にあるか、家族の理解や協力はあのか、また、委託される子どもへの理解があるかなどを面談や家庭訪問等で調査し、認定する。しかし、社会的養護の制度の理解が低い場合、児童相談所など関係機関と協力することが難しい場合、希望理由が跡継ぎがほしい、老後の介護をしてほしい、夫婦関係を見直したいなどの里親希望者自身のためだけの場合は、認定が難しい。</p> <p>(1) 電話相談や問い合わせ時の留意点</p> <p>里親希望者から最初に電話等で問い合わせを受けたときには、里親制度の目的や手続さ、研修受講、里親認定申請後は都道府県の児童福祉審議会で審議されることなど丁寧な説明を行う。</p> <p>また、里親制度を正しく理解してもらうために、里親に関する講演会や講座への参加を勧奨することも有用である。</p> <p>(2) 里親が認定申請を判断するインテーク面接の留意点</p> <p>再度里親制度の趣旨や公の責任であることを丁寧に説明する。また、委託される子どもの状況で委託後に子どもの発達の遅れや障害が見つかること、受託後に里親の家族関係が揺れることなど具体的に説明する。</p> <p>養子縁組を希望する里親には、普通養子縁組と特別養子縁組の違い、子どもが持つ背景や実親への思いなどすべてを引き受ける必要があること、適切な時期の真実告知が必要であることなどを説明する。</p> <p>(3) 要件審査に当たった際の留意点</p>

<p>(3) 要件審査に当たった際の留意点</p> <p>申請書を受理したときは、里親希望者が<u>里親として</u>適当かどうか調査し、速やかに認定の可否を決定しなければならない。</p> <p>養育里親については、法第34条の20第1項に定める<u>欠格事由</u>に該当しないことのほか、児童福祉法施行規則第1条の35の要件を満たしていることが必要である。</p> <p>また、<u>養子縁組里親</u>については、<u>法第34条の20第1項に定める欠格事由に該当しないこと</u>のほか、<u>児童福祉法施行規則第36条の42第2項に基づき</u>、<u>親がない又は親による適切な養育が受けられない子どもを養育すること</u>についての理解及び熱意、並びに子どもに対する豊かな愛情を有していることなどについて<u>調査を行うことが必要であるが、その際、以下の点についても留意すること。</u></p> <p>① 里親の年齢</p> <p>養育里親、専門里親は、養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の一律の上限は設けない。年齢の高い養育者であっても、中学生、<u>高校生</u>年齢など高年齢の子ども<u>の委託を検討するなど、子どもの多様なニーズに応えられる里親を認定、登録することが必要である。</u></p> <p>また、特別養子縁組を希望する里親の場合は、25歳に達しない者は、養親となることができず、養親となる夫婦の一方が25歳に達していない場合においては、その者が20歳に達しているときは、この限りでない。</p> <p>② 里親を希望する者が単身である場合</p> <p>知識や経験を有する等子どもを適切に養育できると認められる者は認定して差し支えないが、<u>経済的な基盤</u>や<u>養育を支援する環境</u>があるかなど確認する。<u>養子縁組里親の希望者が特別養子縁組を希望する場合、民法の規定により、縁組成立の要件が夫婦共同縁組（婚姻している者）に限られることを説明し、理解を求める。</u></p>	<p>申請書を受理したときは、里親希望者が適当かどうか調査し、速やかに認定の可否を決定しなければならない。</p> <p>養育里親については、<u>児童福祉法第34条の20第1項に定める欠格の事由</u>に該当しないことのほか、児童福祉法施行規則第1条の35の要件を満たしていることが必要である。また、親がない又は親に<u>適切に育てられない子どもを養育すること</u>についての理解及び熱意、並びに子どもに対する豊かな愛情を有していることなどに<u>加え、以下の点にも留意して調査を行う。</u></p> <p>① 里親の年齢</p> <p>養育里親、専門里親は、養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の一律の上限は設けない。年齢の高い養育者であっても、中学生など高年齢の子どもを<u>新規や短期で委託を検討するなど、子どもの多様なニーズに応えられる里親を認定、登録することは有意義である。</u></p> <p>なお、<u>養子縁組を前提とする里親の場合は、子どもが20歳に達した時、里親の年齢が概ね65歳以下であることが望ましい。</u>また、特別養子縁組を希望する里親の場合は、25歳に達しない者は、養親となることができず、養親となる夫婦の一方が25歳に達していない場合においても、その者が20歳に達しているときは、この限りでない。</p> <p>② 里親を希望する者が単身である場合</p> <p>知識や経験を有する等子どもを適切に養育できると認められる者は認定して差し支えないが、<u>養育する経済的な保証</u>や<u>養育を支援する環境</u>があるかなど確認する。</p>
	<p>7. 里親家庭への支援</p>

<p>7. 里親家庭への支援</p> <p><u>法第11条第1項第2号へでは、里親制度の広報啓発等による里親の新規開拓から、子どもと里親とのマッチング、里親に対する訪問支援等による自立支援まで、一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けている。児童相談所は、里親への委託を推進するために、里親の居住する市区町村や里親支援機関、児童家庭支援センター等と連携し、里親の資質の向上を図るための研修や、里親への相談支援、里親の相互交流等の里親支援を行う。</u></p> <p>里親は社会的養護の担い手であり、養育に悩んだときに、一人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりを持ち、孤立しないことが重要である。また、独自の子育て親を優先せず、自らの養育を振り返るために、他者からの助言に耳を傾けることも必要である。</p> <p>また、<u>里親、児童相談所、地域の関係機関との間に相互の信頼関係を築き、個々の里親の多様性や状況がしっかりと把握されていることが、里親委託の推進と里親支援の前提となる。</u></p> <p>里親支援は、<u>里親個人の判断だけで養育方針を決めたり、活用できる社会資源を開拓するのではなく、児童相談所や地域の関係機関と連携をして、スーパーバイズや心理職からの助言などにより里親による養育を支えることができるよう、養育のチームを作っていくという</u>意識で、各種の取組を行う。</p>	<p>里親への委託を推進するために、里親の居住する市区町村や里親支援機関、児童家庭支援センター等と連携し、里親の資質の向上を図るための研修や、里親への相談支援、里親の相互交流等の里親支援を行う。</p> <p><u>里親に委託される子どもは、様々な背景を持つとともに、「中途からの養育」であることに伴う配慮を要することを理解する必要がある。</u></p> <p>里親は社会的養護の担い手であり、養育に悩んだときに、一人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりを持ち、孤立しないことが重要である。また、独自の子育て親を優先せず、自らの養育を振り返るために、他者からの助言に耳を傾けることも必要である。</p> <p>また、<u>多様な里親の状況が把握され、里親と児童相談所と支援者との間に相互の信頼関係を築いていくことが、里親委託の推進と里親支援の前提となる。</u></p> <p>里親支援は、養育のチームを作っていく意識で、各種の取組を行う。</p>
<p>(1) 委託前の支援</p> <p>円滑な里親委託を進めるため、一時保護所や施設等の職員の協力を得て、子どもとの交流や宿泊の体験などを通して、子どもと里親との関係づくりや子どもを迎える準備を支援する。また、子どもにとっても生活環境の変化を受け入れ、安心して里親家庭で生活できるよう、子どもに応じた支援を行う。緊急の委託の場合もあるが、子どもと里親の不安な気持ちを受け止め、また、関係機関等と連携しながら子</p>	<p>(1) 委託前の支援</p> <p>円滑な里親委託を進めるため、一時保護所や施設等の職員の協力を得て、子どもとの交流や宿泊の体験などを通して、子どもと里親との関係づくりや子どもを迎える準備を支援する。また、子どもにとっても生活環境の変化を受け入れ、安心して里親家庭で生活できるよう、子どもに応じた支援を行う。緊急の委託の場合もあるが、子どもと里親の不安な気持ちを受け止め、また、関係機関等と連携しながら子</p>



<p>っても生活環境の変化を受け入れ、安心して里親家庭で生活できるよう、子どもに      応じた支援を行う。緊急の委託の場合もあるが、子どもと里親の不安な気持ちを受      け止め、また、関係機関等と連携しながら子どもと里親の相性等の確認を行うなど      最適な里親委託等となるよう支援する。</p> <p>(2) 定期的な家庭訪問</p> <p>委託後は、里親と子どもの関係は日々の生活のなかで、<u>様々な</u>状況に直面するの      で、<u>児童相談所や里親等委託調整員等、里親支援専門相談員等が連携を図り、定期      的に訪問し、子どもと里親の</u>状況を確認し、相談支援を行う。</p> <p>委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に      1回程度、その後は概ね年2回程度訪問する。そのほか、里親による養育が不安定      になった場合には、これに加えて必要に応じて訪問する。</p> <p>委託直後は、不安になりやすい里親を支えるために、家庭訪問は特に重要である      が、その後においても、<u>児童相談所や里親等委託調整員等、里親支援専門相談員等      が、日頃から里親と顔なじみになり、養育の状況を共有していることが重要である。</u></p> <p>定期的な家庭訪問は、<u>児童相談所や里親等委託調整員等、里親支援専門相談員等</u>      が分担・連携して行う。例えば、委託直後は児童相談所の里親担当職員が重点的に      訪問し、その後の定期的訪問は、<u>里親等委託調整員等や里親支援専門相談員等</u>が行      うなど、役割を分担するとともに、情報の共有を頻繁かつ密接に行う。</p> <p><u>里親等委託調整員等や里親支援専門相談員等</u>が家庭訪問を行う場合は、初回は児      童相談所の里親担当職員と同行しその後は単独で訪問することとしたり、児童相談      所からの紹介文書をもって訪問するなど、役割や児童相談所との関係を説明すると      ともに、事前に里親の状況や委託児童のケース概要について、児童相談所の持つ情      報を共有した上で、訪問することが必要である。</p> <p>里親支援における家庭訪問は、<u>委託されている子どもを含め里親家庭を支援する      ものであり、できる限り子どもに面会し、暮らしの状況や希望などについて聞き、      相談に応じ、子どもの成長の状況を把握するとともに、里親に子どもの養育状況に</u></p>	<p>どもと里親の相性等の確認を行うなど最適な里親委託等となるよう支援する。</p> <p>(2) 定期的な家庭訪問</p> <p>委託後は、里親と子どもの関係は日々の生活のなかで、<u>様々の</u>状況に直面するの      で、<u>児童相談所の担当者や里親支援機関の担当者が定期的</u>に訪問し、<u>里親と子ども      の</u>状況を確認し、相談支援を行う。</p> <p>委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に      1回程度、その後は概ね年2回程度訪問する。そのほか、里親による養育が不安定      になった場合には、これに加えて必要に応じて訪問する。</p> <p>委託直後は、不安になりやすい里親を支えるために、家庭訪問は特に重要である      が、その後においても、<u>児童相談所や里親支援機関の担当者</u>が、日頃から里親と顔      なじみになり、養育の状況を共有していることが重要である。</p> <p>定期的な家庭訪問は、<u>児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里      親支援専門相談員</u>が分担・連携して行う。例えば、委託直後は児童相談所の里親担      当職員が重点的に訪問し、その後の定期的訪問は、<u>施設の里親支援専門相談員</u>が行      うなど、役割を分担するとともに、情報の共有を頻繁かつ密接に行う。</p> <p><u>里親委託等推進員や里親支援専門相談員</u>が家庭訪問を行う場合は、初回は児童相      談所の里親担当職員と同行しその後は単独で訪問することとしたり、児童相談所か      らの紹介文書をもって訪問するなど、役割や児童相談所との関係を説明するととも      に、事前に里親の状況や委託児童のケース概要について、児童相談所の持つ情報を      共有した上で、訪問することが必要である。</p> <p>里親支援の家庭訪問は、里親家庭を支援するものであり、里親に子どもの養育状      況について聞き、相談に応じ、必要な情報提供を<u>するとともに、できる限り、子ど      もにも面会し、暮らしの状況や希望などについて聞き、相談に応じ、子どもの成長      の状況を把握する。</u></p>
---	---

<p>ついて聞き、相談に応じ、必要な情報提供を行う。</p> <p>また、訪問時には、自立支援計画に基づいた養育がなされているか、養育状況の報告を受け、養育に関する記録を里親から見せてもらうなどして確認する。特に中長期間の委託においては、適時自立支援計画を見直すことが必要であるが、この場合、里親や子どもの意見を十分に聞き、里親と共同して作成することも検討する。</p> <p>(3) 里親の相互交流</p> <p>児童相談所は、里親支援機関等と連携し、里親と一緒に、里親による相互交流（里親サロン等）を定期的に企画する。情報交換や養育技術の向上を図るとともに、里親の孤立化を防止するため、参加を勧奨する。</p> <p>(4) 里親の研修</p> <p>養育里親、専門里親及び養子縁組里親には、里親登録時の研修とともに、登録更新時の研修の制度がある。親族里親にも、必要に応じ、養育里親の研修を活用する等により、養育の質を確保するために必要な研修を適宜行う。このほか、里親の養育技術の向上のため、随時、研修の機会を提供する。</p> <p>(5) 地域の子育て情報の提供</p> <p>① 保健センターや保育所、地域子育て支援拠点事業の活用など地域の社会資源を適宜情報提供する。併せて、市区町村における支援拠点や母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）など市区町村の関係機関と連携し、里親の支援の協力を得ることも検討する。また、市役所等の手続きが円滑に進むよう、必要に応じ同行する。</p> <p>② 里親に対し、子どもが通う幼稚園や学校等を訪問し、里親制度の理解を求め、協力を依頼するよう指導する。児童相談所の担当者には、関係機関等を訪問し、調整を行う。</p>	<p>また、訪問時には、自立支援計画に基づいた養育がなされているか、養育状況の報告を受けたり、養育に関する記録を里親から見せてもらうなどして確認する。特に中長期間の委託においては、適時自立支援計画を見直すことが必要であるが、この場合、里親や子どもの意見を十分に聞き、里親と共同して作成することも検討する。</p> <p>(3) 里親の相互交流</p> <p>児童相談所は、里親支援機関等と連携し、里親と一緒に、里親による相互交流（里親サロン等）を定期的に企画する。情報交換や養育技術の向上を図るとともに、里親の孤立化を防止するため、参加を勧奨する。</p> <p>(4) 里親の研修</p> <p>養育里親及び専門里親には、里親登録時の研修とともに、登録更新時の研修の制度がある。養子縁組里親及び親族里親にも、必要に応じ、養育里親の研修を活用する等により、適宜行う。このほか、里親の養育技術の向上のため、随時、研修の機会を提供する。</p> <p>(5) 地域の子育て情報の提供</p> <p>① 保健センターや保育所、地域子育て支援拠点事業の活用など地域の社会資源を適宜情報提供する。併せて、市区町村の関係機関と連携し、里親の支援の協力を得ることも検討する。また、市役所等の手続きが円滑に進むよう、必要に応じ同行する。</p> <p>② 里親に対し、子どもが通う幼稚園や学校等を訪問し、里親制度の理解を求め、協力を依頼するよう指導する。必要な場合には、児童相談所の担当者は関係機関等を訪問し、調整を行う。</p>
---	---

<p>(6) 里親の一時的な休息のための支援（レスパイト・ケア）</p> <p>里親のレスパイト・ケアは里親が一時的な休息を必要としている場合には、<u>以下の点に留意しながら、積極的に活用する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① レスパイト・ケアのため、児童養護施設や乳児院、他の里親等を利用する際は、子どもには事前に十分説明し、子どもが不安にならないよう配慮する。</li> <li>② レスパイト・ケアは、<u>日数に上限を設けることなく、</u>個々のケースに応じて、必要と認められる日数の利用ができる。</li> <li>③ レスパイト・ケアを円滑に実施するためには、<u>里親に対し、事前に制度の説明や手続きの方法と併せて、受け入れを行う施設や里親等を紹介しておく。</u>また、児童相談所や里親支援機関等は、子どもの状況や里親の意見等を参考にして、実施する施設や里親等を選択する。</li> </ol> <p>(7) 相談</p> <p>里親支援機関等と連携し、<u>子どもや里親からの相談に応じ、子ども及び里親の気持ちを十分に聞くとともに、子どもの状態を把握することが重要である。</u></p> <p>里親には、複数の相談窓口を用意する。児童相談所の里親担当職員とその他の相談先について、連絡先と担当者名を記載した紙を渡し、担当者が交代したときは、新たに渡すようにする。</p> <p>複数の窓口を用意する利点は、養育上の悩みに対して里親が複数の意見を聞きたい場合があることや、担当者との相性により相談しづらかったり、相談内容によっては、児童相談所には相談しづらいが、民間の相談先には相談しやすいこともあるからである。</p> <p>(8) 社会的養護を必要とする障害のある子どもの支援</p> <p>里親に委託されている子どもが障害を有している場合に、その保護がより適切に行われると認められる場合は、障害児通所支援を受けさせ、又は<u>児童心理治療施設</u></p>	<p>(6) 里親の一時的な休息のための支援（レスパイト・ケア）</p> <p>里親のレスパイト・ケアは里親が一時的な休息を必要としている場合には、<u>次に留意しながら、積極的に活用する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① レスパイト・ケアのため、児童養護施設や乳児院、他の里親等を利用する際は、子どもには事前に十分説明し、子どもが不安にならないよう配慮する。</li> <li>② レスパイト・ケアは、個々のケースに応じて、必要と認められる日数の利用ができる。</li> <li>③ レスパイト・ケアを円滑に実施するためには、里親に事前に制度の説明や手続きの方法と併せて、受け入れの施設や里親等を紹介しておく。また、児童相談所や里親支援機関等は、子どもの状況や里親の意見等を参考にして、実施する施設や里親等を選択する。</li> </ol> <p>(7) 相談</p> <p>里親支援機関等と連携し、<u>里親からの相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親の気持ちを十分に聴くことが重要である。</u></p> <p>里親には、複数の相談窓口を用意する。児童相談所の里親担当職員とその他の相談先について、連絡先と担当者名を記載した紙を渡し、担当者が交代したときは、新たに渡すようにする。</p> <p>複数の窓口を用意する利点は、養育上の悩みに対して里親が複数の意見を聞きたい場合があることや、担当者との相性により相談しづらかったり、相談内容によっては、児童相談所には相談しづらいが、民間の相談先には相談しやすいこともあるからである。</p> <p>(8) 社会的養護を必要とする障害のある子どもの支援</p> <p>里親に委託されている子どもが障害を有している場合に、その保護がより適切に行われると認められる場合は、障害児通所支援を受けさせ、又は<u>情緒障害児短期治療施設</u>に通所させることができるとされている。</p>
--	--

<p>に通所させることができるとされている。</p> <p>この場合、児童相談所において十分検討し、また、市区町村、特別支援学校等との間で十分に連携を図ることが必要である。</p> <p>(9) 養子縁組の支援</p> <p><u>法第11条第1項第2号トでは、養子縁組に関する相談・支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けている。児童相談所においては、養子縁組の支援を養子縁組里親への委託を通じて実施していくことが多いが、特に、特別養子縁組の場合、養親となることを希望する者が家庭裁判所に申し立てを行うことにより縁組手続が開始するため、里親担当職員は、6か月間の養育期間で問題が認められなければ、里親が家庭裁判所に特別養子縁組の申し立ての手続きをすることを支援する。</u></p> <p>子ども担当職員は、保護者に家庭裁判所へ申し立ての手続きを開始したことを伝え、併せて、保護者に家庭裁判所による調査があることを伝える。</p> <p>また、必要に応じて、養子縁組が成立した里親に対しても相談等の支援を行う。</p> <p><u>特に、養子縁組の場合、「育ての親」であるという「事実」を子どもにいつ、どのように伝えるかが大きな悩みとなる場合が多い。子どもにとって、自分の出自を知ることが非常に重要であり、養親自らが自分の言葉で愛情をもって子どもに伝えることが非常に重要である。児童相談所は、この「真実告知」の重要性とともに、伝えられるのに望ましい時期や具体的な方法について助言を受け、あるいは告知を経験した先輩里親の体験談を聞くことができる場として、里親会や里親支援機関を紹介するなど、必要な支援を行う。</u></p> <p><u>また、思春期には、実の親子と同様に、それまでの親子関係の変化や反抗、非行、不登校など行動上の問題も起こり得る。</u></p> <p><u>養子縁組の場合には、乳幼児期から養育していても、子どもの問題行動について、血のつながりがないことに原因を求め、あるいは真実告知による影響なのではと考えて自信を失うなど、様々な葛藤と向き合うことがある。</u></p> <p><u>しかし、このような時期こそ、これまでの養育を振り返り返る良い機会でもあると捉</u></p>	<p>この場合、児童相談所において十分検討し、また、市区町村、特別支援学校等との間で十分に連携を図ることが必要である。</p> <p>(9) 養子縁組の支援</p> <p><u>養子縁組里親については、養子縁組の支援を行う。</u></p> <p><u>特別養子縁組予定の場合は、6か月間の養育期間で問題が認められれば、里親担当職員は、里親が家庭裁判所への特別養子縁組の申し立ての手続きをすること支援する。</u>子ども担当者は、保護者に家庭裁判所へ申し立ての手続きを開始したことを伝え、併せて、保護者に家庭裁判所による調査があることを伝える。</p> <p>また、必要に応じて、養子縁組が成立した里親に対しても相談等の支援を行う。</p>
--	--

え、子どもや里親が必要な支援を求め、受けられるよう、支援体制を整えておくことが必要である。

里親委託の要件に該当しない等の事情により、里親委託を行わないこととなった場合には、養子縁組希望者に対し、法第30条第1項に規定する同居児童の届出を行うよう指導し、法第27条第1項第2号に基づく児童福祉司指導を行う等、里親の場合と同等の指導体制をとる。その他、里親制度を活用せずに養子縁組を支援する端緒としては、民間あっせん機関のあっせんにより養親候補者宅で同居を始めた子どもについても、同居児童の届出を受理した場合にも、家庭訪問等により子どもの養育状況の調査を行い、必要に応じて児童福祉司指導を実施するなど、民間あっせん機関と連携しながら必要な支援を行う。

#### (10)ファミリーホームへの支援

ファミリーホームは、里親と同様、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う家庭養護であり、里親支援に準じて、研修や相互交流など、里親支援のネットワークの中で、必要な支援を行う。

#### 8. 子どもの権利擁護

里親は子どもの最善の利益を実現する社会的養護の担い手であり、子どもにとつて、最も近くで子どもの権利擁護を実践するものである。子どもが里親家庭のもとで安全で安心して生活するとともに、子どもが自分の意見を述べることを保障することは、子どもの成長にとって重要である。

里親に委託された子どもには「子どもの権利ノート」を配布し、これからの生活が安全で安心できるものであること、子どもが自分の意見を述べることができ、里親等大人と一緒に考えることができることなどを伝える。また、子どもが権利侵害にあった場合の届出の仕組みとして、児童相談所や都道府県等やその他相談機関の電話番号等を伝える。

#### (10)ファミリーホームへの支援

ファミリーホームは、里親と同様、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う家庭養護であり、里親支援に準じて、研修や相互交流など、里親支援のネットワークの中で、必要な支援を行う。

#### 8. 子どもの権利擁護

里親は子どもの最善の利益を実現する社会的養護の担い手であり、子どもにとつて、最も近くで子どもの権利擁護を実践するものである。子どもが里親家庭のもとで安全で安心して生活するとともに、子どもが自分の意見を述べることを保障することは、子どもの成長にとって重要である。里親に委託された子どもには「子どもの権利ノート」を配布し、これからの生活が安全で安心できるものであること、子どもが自分の意見を述べることができ、里親等大人と一緒に考えることができることなどを伝える。また、子どもが権利侵害にあった場合の届出の仕組みとして、児童相談所や都道府県等やその他相談機関の電話番号等を伝える。

里親には、里子同士のいじめや実子との衝突等、児童間暴力がある場合、里親だ

<p>里親に対しては、<u>委託された子ども</u>も同士のいじめや実子との衝突等、<u>子どもの間の暴力</u>がある場合など、里親だけで対応が困難な<u>場合には</u>、早い段階で児童相談所に対応方法について相談する<u>ことや</u>、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」について、里親に対し、研修や講座等で周知する。</p> <p>また、<u>委託されている</u>子ども同士が交流する<u>機会等を設ける</u>ことは、子どもの声を聞く<u>ことで</u>権利の擁護に<u>つながる</u>とともに、子どもへの適切な援助を行うため役立つものである。</p> <p>9. 里親制度の普及と理解の促進</p> <p>里親制度の普及促進については、市区町村や里親会と連携するなどして、市区町村等の広報への掲載や、パンフレットの作成・配布、里親経験者による講演や体験発表会などを行い、制度の普及に努め、新たな里親を開拓する。</p> <p>その際、子育て支援や教育関係その他の市民活動と連携し、<u>里親について知ってもらう</u>勉強会を開催するなど、市民活動の地域への浸透力を活かして、社会的養護の担い手である里親の開拓に取り組むことが効果的である。</p>	<p>けで対応が困難な<u>とき</u>、早い段階で児童相談所に対応方法について相談する。<u>併せて</u>、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」について、里親に対し、研修や講座等で周知する。</p> <p>また、子ども同士が交流する<u>里子の会等を行う</u>ことは、子どもの声を聞く<u>権利の擁護</u>とともに、子どもへの適切な援助を行うため役立つものである。</p> <p>9. 里親制度の普及と理解の促進</p> <p>里親制度の普及促進については、市区町村や里親会と連携するなどして、市区町村等の広報への掲載や、パンフレットの作成・配布、里親経験者による講演や体験発表会などを行い、制度の普及に努め、新たな里親を開拓する。</p> <p>その際、子育て支援や教育関係その他の市民活動と連携し、<u>里親について知ってもらう</u>勉強会を開催するなど、市民活動の地域への浸透力を活かして、社会的養護の担い手である里親の開拓に取り組むことが効果的である。</p> <p>里親になろうとするとする動機は、子育てが好き<u>とか</u>、社会貢献をしたい<u>とか</u>、<u>子どもがいないので</u>子育てをしてみたい<u>とか</u>、自分の子育てに<u>立って</u>余裕が<u>ある</u>など、<u>様々な</u>あり、それぞれの動機を活かしながら、里親の開拓に取り組む。</p> <p>また、里親制度について<u>広く</u>理解を広めることは、様々な場面で家庭養育を円滑に進めるために必要であり、社会全体で協力し、社会的養護を進める<u>ための理解を促進する</u>。</p>
<p>10. 里親委託及び里親支援の体制整備</p> <p>里親委託及び里親支援の体制整備については、次の事項に留意しながら、地域の実情に応じて推進する。</p> <p>(1) 担当職員の充実</p>	<p>10. 里親委託及び里親支援の体制整備</p> <p>里親委託及び里親支援の体制整備については、次の事項に留意しながら、地域の実情に応じて推進する。</p> <p>(1) 担当職員の充実</p>

<p>(1) 担当職員の充実</p> <p>① 児童相談所の里親担当職員      里親委託及び里親支援については、措置の実施主体である都道府県、<u>指定都市</u>又は<u>児童相談所設置市</u>（以下「<u>都道府県市</u>」という。）（児童相談所）が中心を担当ものであり、児童相談所では、専任又は兼任の里親担当職員が置かれているが、<u>改正児童福祉法</u>において<u>家庭養護を原則として取り組むことが明確化されたこと</u>を踏まえ、<u>専任職員を配置するよう努めること</u>。</p> <p>里親担当職員は、<u>子ども</u>を担当するケース担当職員と密接に連携しつつ、児童相談所管内の登録里親及び委託里親とのコミュニケーションを良くし、<u>里親等委託調整員</u>等や里親支援専門相談員とチームを組みながら、里親支援機関の協力を得て、里親委託及び里親支援の推進を図る。</p> <p>② <u>里親等委託調整員</u>  <u>里親等委託調整員</u>は、<u>里親支援事業</u>により置かれる職員であり、<u>児童相談所</u>における非常勤職員として配置される場合のほか、<u>里親支援機関事業</u>を委託された法人に常勤職員として配置することも可能である。また、<u>里親支援機関事業</u>を委託された法人の常勤職員が、<u>里親等委託調整員</u>として児童相談所内で業務に当たる場合もある。</p> <p><u>里親等委託調整員</u>は、<u>里親支援事業</u>全体の企画及び里親と乳児院等<u>児童福祉施設</u>、<u>関係機関</u>との円滑な調整、自立支援計画作成等を行い、又は<u>児童相談所</u>の里親担当職員を補助して、地域の里親委託及び里親支援を推進する。</p> <p>③ <u>里親等相談支援員及び心理訪問支援員</u>  <u>里親等相談支援員</u>及び<u>心理訪問支援員</u>は、<u>里親支援事業</u>により置かれる職員である。  <u>里親等相談支援員</u>は、現に子どもを養育している里親や、レスパイト・ケアなど短期間子どもを養育している里親からの相談に応じるとともに、<u>里親家庭を定期的に訪問し、子どもの状態の把握や里親への指導等を行う</u>。  <u>また、心理訪問支援員は、里親等へ委託された子どもでもあって、虐待等により</u></p>	<p>① 児童相談所の里親担当職員      里親委託及び里親支援については、措置の実施主体である<u>都道府県市</u>（児童相談所）が中心を担うものであり、児童相談所では、専任又は兼任の里親担当職員が置かれているが、<u>できる限り専任であることが望ましい</u>。</p> <p>里親担当職員は、<u>児童のケース</u>を担当するケース担当職員と密接に連携しつつ、児童相談所管内の登録里親及び委託里親とのコミュニケーションを良くし、<u>里親委託等推進員</u>や里親支援専門相談員とチームを組みながら、里親支援機関の協力を得て、里親委託及び里親支援の推進を図る。</p> <p>② 里親委託等推進員      里親委託等推進員は、<u>里親支援機関事業</u>により置かれる職員であり、多くは非常勤職員で、児童相談所に置かれることが多いが、里親支援機関事業を委託された法人に置かれることもある。</p> <p><u>里親委託等推進員は、児童相談所の里親担当職員を補助して、地域の里親委託及び里親支援を推進する</u>。</p>
--	--

特に専門性の高い支援が必要とされる子どもに対して、心理面からの訪問支援を行う。

④ 里親支援専門相談員

児童養護施設又は乳児院に置かれる里親支援専門相談員の趣旨は、児童相談所の機能を補完する役割を持つだけでなく、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、施設と里親との新たなパートナーシップを構築するためのものである。

里親支援専門相談員に充てられる人材は、社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉司となる資格のある者又は施設（里親を含む。）において児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するものでなければならぬ。里親支援ソーシャルワークは、確立した業務方法があるものではないが、児童相談所の里親担当職員や里親等委託調整員等と緊密な連携を図りながら実践を積み重ね、里親支援ソーシャルワークの専門性を高めていく。

里親支援専門相談員の役割は、(a)所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b)退所児童のアフターケアとしての里親支援、(c)所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援の3つの役割を持つ。児童福祉法上、施設はアフターケアの機能を持つとともに、地域住民の相談に応じる機能を持つからである。里親支援専門相談員は、子どもと里親の側に立って里親委託の推進と里親支援を行う専任の職員とし、施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らないものとする。児童相談所の里親担当職員や里親等委託調整員と分担連携して、定期的な家庭訪問を行うほか、施設機能を活かした支援を含め、里親支援を行う。また、児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。

里親支援専門相談員を配置する施設は、都道府県市が里親支援機関に指定し、里親支援の業務を行わせるという役割を明示することが望ましい。

また、児童家庭支援センターを附置する施設では、里親支援専門相談員は、センターに配置された相談・支援担当職員と連携して支援を実施することが望まし

③ 里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）

児童養護施設又は乳児院に置かれる里親支援専門相談員の趣旨は、児童相談所の機能を補完する役割を持つだけでなく、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、施設と里親との新たなパートナーシップを構築するためのものである。

里親支援専門相談員に充てられる人材は、社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉司となる資格のある者又は施設（里親を含む。）において児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するものでなければならぬ。里親支援ソーシャルワークは、確立した業務方法があるものではなく、実践を積み重ねながら、その在り方を見いだし、里親支援ソーシャルワークの専門性を高めていく。

里親支援専門相談員の役割は、(a)所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b)退所児童のアフターケアとしての里親支援、(c)所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援の3つの役割を持つ。児童福祉法上、施設はアフターケアの機能を持つとともに、地域住民の相談に応じる機能を持つからである。里親支援専門相談員は、子どもと里親の側に立って里親委託の推進と里親支援を行う専任の職員とし、施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らないものとする。児童相談所の里親担当職員や里親委託等推進員と分担連携して、定期的な家庭訪問を行うほか、施設機能を活かした支援を含め、里親支援を行う。また、児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。

里親支援専門相談員を配置する施設は、都道府県市が里親支援機関に指定し、里親支援の業務を行わせるという役割を明示することが望ましい。

また、児童家庭支援センターを附置する施設では、里親支援専門相談員は、センターを兼務し連携することが望ましい。



<p>い。</p> <p>里親支援専門相談員は、新規里親開拓の活動や、里親サロンへの出席、未委託里親への訪問等も行い、日頃から地域の里親と顔なじみになり、施設に措置されている児童にふさわしい里親を探して、児童相談所が行う里親委託の事前調整を行う。また、里親支援専門相談員は、退所児童のアフターケアや、退所児童以外の地域支援として、里親家庭の定期的訪問、相談等、地域のソーシャルワーク活動を行う。その際、児童相談所との密接な連携が前提となる。</p> <p>(2) 里親支援機関</p> <p>里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、役割分担と連携を図り、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。</p> <p><u>都道府県市は、「里親支援事業の実施について」(平成29年※月※日雇児発※第×号)に基づき、里親支援事業を委託する場合には、当該委託先を里親支援機関(A型)として指定する。また、委託を受けずに里親支援の事業を行っている場合には、その役割を明示するため、里親支援機関(B型)として指定する。</u></p> <p>① 里親会</p> <p>里親会は、里親の相互交流や経験豊富な里親の相談による養育技術の向上、里親の孤立化の防止のために重要な役割を持つ。このため、会員相互の交流のみが目的の私的な団体ではなく、公益的な団体である。</p> <p>このような役割を明示するため、<u>都道府県市は、地区の里親会が里親支援事業の委託を受けていない場合であっても、里親支援機関(B型)として指定すること</u>が望ましい。</p> <p>また、このような役割から、「里親及びファミリーホーム養育指針」にも記載されているとおり、里親は里親会の活動に必ず参加するものとする。このため、都道府県市は、登録里親の氏名、住所、委託の有無などの基本情報を里親会に提供して、参加勧奨を行うことが必要である。</p>	<p>里親支援専門相談員は、新規里親開拓の活動や、里親サロンへの出席、未委託里親への訪問等も行い、日頃から地域の里親と顔なじみになり、施設に措置されている児童にふさわしい里親を探して、児童相談所が行う里親委託の事前調整を行う。また、里親支援専門相談員は、退所児童のアフターケアや、退所児童以外の地域支援として、里親家庭の定期的訪問、相談等、地域のソーシャルワーク活動を行う。その際、児童相談所との密接な連携が前提となる。</p> <p>(2) 里親支援機関</p> <p>里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、役割分担と連携を図り、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。</p> <p><u>このように役割を明示するため、都道府県市や地区の里親会は、委託費の有無にかかわらず、里親支援機関に指定することが望ましい。</u></p> <p>また、このような役割から、「里親及びファミリーホーム養育指針」にも記載されているとおり、里親は里親会の活動に必ず参加するものとする。このため、都道府県市は、登録里親の氏名、住所、委託の有無などの基本情報を里親会に提供して、参加勧奨を行うことが必要である。</p> <p>里親会の活動の充実のためには、事務局体制の充実が必要であることから、<u>里</u></p>
<p>い。</p> <p>里親支援専門相談員は、新規里親開拓の活動や、里親サロンへの出席、未委託里親への訪問等も行い、日頃から地域の里親と顔なじみになり、施設に措置されている児童にふさわしい里親を探して、児童相談所が行う里親委託の事前調整を行う。また、里親支援専門相談員は、退所児童のアフターケアや、退所児童以外の地域支援として、里親家庭の定期的訪問、相談等、地域のソーシャルワーク活動を行う。その際、児童相談所との密接な連携が前提となる。</p> <p>(2) 里親支援機関</p> <p>里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、役割分担と連携を図り、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。</p> <p><u>都道府県市は、「里親支援事業の実施について」(平成29年※月※日雇児発※第×号)に基づき、里親支援事業を委託する場合には、当該委託先を里親支援機関(A型)として指定する。また、委託を受けずに里親支援の事業を行っている場合には、その役割を明示するため、里親支援機関(B型)として指定する。</u></p> <p>① 里親会</p> <p>里親会は、里親の相互交流や経験豊富な里親の相談による養育技術の向上、里親の孤立化の防止のために重要な役割を持つ。このため、会員相互の交流のみが目的の私的な団体ではなく、公益的な団体である。</p> <p>このような役割を明示するため、<u>都道府県市は、地区の里親会が里親支援事業の委託を受けていない場合であっても、里親支援機関(B型)として指定すること</u>が望ましい。</p> <p>また、このような役割から、「里親及びファミリーホーム養育指針」にも記載されているとおり、里親は里親会の活動に必ず参加するものとする。このため、都道府県市は、登録里親の氏名、住所、委託の有無などの基本情報を里親会に提供して、参加勧奨を行うことが必要である。</p>	<p>い。</p> <p>里親支援専門相談員は、新規里親開拓の活動や、里親サロンへの出席、未委託里親への訪問等も行い、日頃から地域の里親と顔なじみになり、施設に措置されている児童にふさわしい里親を探して、児童相談所が行う里親委託の事前調整を行う。また、里親支援専門相談員は、退所児童のアフターケアや、退所児童以外の地域支援として、里親家庭の定期的訪問、相談等、地域のソーシャルワーク活動を行う。その際、児童相談所との密接な連携が前提となる。</p> <p>(2) 里親支援機関</p> <p>里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、役割分担と連携を図り、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。</p> <p><u>このように役割を明示するため、都道府県市や地区の里親会は、委託費の有無にかかわらず、里親支援機関に指定することが望ましい。</u></p> <p>また、このような役割から、「里親及びファミリーホーム養育指針」にも記載されているとおり、里親は里親会の活動に必ず参加するものとする。このため、都道府県市は、登録里親の氏名、住所、委託の有無などの基本情報を里親会に提供して、参加勧奨を行うことが必要である。</p> <p>里親会の活動の充実のためには、事務局体制の充実が必要であることから、<u>里</u></p>

<p>里親会の活動の充実のためには、事務局体制の充実が必要であることから、<b>里親等委託調整員等、里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの職員は、里親会の事務局を支援することが望ましい。</b></p> <p>里親会の役員は、子どもの最善の利益のために、多様な考え方や事情を持つ里親相互のまとまりを良く保ち、里親の相互交流を通じた養育力の向上を図る。</p> <p>② 児童家庭支援センター</p> <p>児童家庭支援センターは、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、要保護児童やその保護者に対する指導を行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的としている。</p> <p>児童家庭支援センターは、里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行うこともその業務に位置づけられているが、<b>里親支援機関</b>として指定し、意識的に里親支援の業務の分担と連携の関係を明確にすることが望ましい。</p> <p>③ 里親支援専門相談員を置く施設</p> <p>里親支援専門相談員を配置する児童養護施設又は乳児院については、地域での活動を行いやすくするために、<b>都道府県市が里親支援機関に</b>指定し、里親支援の業務を行わせるという役割を明示することが望ましい。</p> <p>④ 公益法人、NPO等</p> <p>里親委託の推進や里親支援のために高い実力の発揮を期待できる公益法人やNPO等がある場合には、これを里親支援機関に定めることが効果的である。なお、補助制度としては、里親支援を中心とする児童家庭支援センターとすることも可能である。</p> <p>(3) 役割分担と連携</p>	<p>里親会の活動の充実のためには、事務局体制の充実が必要であることから、<b>里親等委託調整員等、里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの職員は、里親会の事務局を支援することが望ましい。</b></p> <p>里親会の役員は、子どもの最善の利益のために、多様な考え方や事情を持つ里親相互のまとまりを良く保ち、里親の相互交流を通じた養育力の向上を図る。</p> <p>② 児童家庭支援センター</p> <p>児童家庭支援センターは、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、要保護児童やその保護者に対する指導を行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的としている。</p> <p>児童家庭支援センターは、里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行うこともその業務に位置づけられており、<b>里親支援事業の委託を受けていない場合であっても、里親支援機関（B型）</b>として指定し、意識的に里親支援の業務の分担と連携の関係を明確にすることが望ましい。</p> <p>③ 里親支援専門相談員を置く施設</p> <p>里親支援専門相談員を配置する児童養護施設又は乳児院については、地域での活動を行いやすくするために、<b>里親支援事業の委託を受けていない場合であっても、里親支援機関（B型）として</b>指定し、里親支援の業務を行わせるという役割を明示することが望ましい。</p> <p>④ 公益法人、NPO等</p> <p>里親委託の推進や里親支援のために高い実力の発揮を期待できる公益法人やNPO等がある場合には、<b>里親支援事業の委託を受けていない場合であっても、里親支援機関（B型）として</b>これを里親支援機関に定めることが効果的である。なお、補助制度としては、里親支援を中心とする児童家庭支援センターとすることも可能である。</p>
<p>里親委託の推進や里親支援のために高い実力の発揮を期待できる公益法人やNPO等がある場合には、これを里親支援機関に定めることが効果的である。なお、補助制度としては、里親支援を中心とする児童家庭支援センターとすることも可能である。</p> <p>(3) 役割分担と連携</p>	<p>里親委託の推進や里親支援のために高い実力の発揮を期待できる公益法人やNPO等がある場合には、これを里親支援機関に定めることが効果的である。なお、補助制度としては、里親支援を中心とする児童家庭支援センターとすることも可能である。</p>

<p>(3) 役割分担と連携</p> <p><u>法第11条第1項第2号へにおいて、里親制度の広報啓発等による里親開拓から、委託児童の自立の支援まで、一貫した里親支援が都道府県（児童相談所）の業務として明記された。これらの里親支援については、同条第4項において、知見や経験を有するNPO法人等の民間団体に委託することも可能であることとされている。</u></p> <p>児童相談所の里親担当職員と、<u>里親等委託調整員等</u>、<u>里親支援専門相談員</u>との間の役割分担や、児童相談所と里親支援機関との役割分担、里親支援機関の間での役割分担は、地域の実情に応じて、効果的に行えるよう、適切に工夫する。</p> <p>行政事務や措置に直接係る業務、すなわち、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 認定・登録に関する事務（里親の申請の受理、里親認定の決定・通知、里親の登録、更新等の受理等）、</li> <li>② 委託に関する事務（<u>里親委託の対象となる子どもの特定、子どものアセスメント、委託する里親の選定、里親委託の措置の決定、措置に当たっての里親や子どもへの説明、自立支援計画の策定等</u>）、</li> <li>③ 里親指導・連絡調整（<u>レスパイト・ケアの利用決定、自立支援計画の見直し等</u>）、</li> <li>④ 里親委託の解除（<u>委託解除の決定、解除に当たっての里親や子どもへの対応</u>）</li> </ol> <p>などは、児童相談所が直接に行う必要がある。</p> <p>一方、それ以外の業務、すなわち、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 新規里親の開拓（<u>広報啓発、講演会、説明会、体験発表会等の開催等</u>）</li> <li>② 里親候補者の週末里親等の調整（<u>子どもと里親候補者の交流機会等</u>）</li> <li>③ 里親への研修（<u>登録時の研修、更新研修、その他の研修</u>）</li> <li>④ 里親委託の推進（<u>未委託里親の状況や意向の把握、子どもに適合する里親を選定するための事前調整、里親委託の対象となる子どもの特定のための事前調整等</u>）</li> </ol> <p><u>⑤ 委託に関する事務（里親委託の対象となる子どもの特定、子どものアセスメント、委託する里親の選定、措置に当たっての里親や子どもへの説明、自立支援計画の作成）</u></p>	<p>児童相談所の里親担当職員と、<u>里親委託等推進員</u>、<u>里親支援専門相談員</u>との間の役割分担や、児童相談所と里親支援機関との役割分担、里親支援機関の間での役割分担は、地域の実情に応じて、効果的に行えるよう、適切に工夫する。</p> <p>行政事務や措置に直接係る業務、すなわち、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 認定・登録に関する事務（里親の申請の受理、里親認定の決定・通知、里親の登録、更新等の受理等）、</li> <li>② 委託に関する事務（<u>里親委託の対象となる子どもの特定、子どものアセスメント、委託する里親の選定、里親委託の措置の決定、措置に当たっての里親や子どもへの説明、自立支援計画の策定等</u>）、</li> <li>③ 里親指導・連絡調整（<u>養育上の指導、養育状況の把握、実親（保護者）との関係調整、レスパイト・ケアの利用決定、自立支援計画の見直し等</u>）、</li> <li>④ 里親委託の解除（<u>委託解除の決定、解除に当たっての里親や子どもへの対応</u>）</li> </ol> <p>などは、児童相談所が直接に行う必要がある。</p> <p>一方、それ以外の業務、すなわち、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 新規里親の開拓（<u>広報啓発、講演会、説明会、体験発表会等の開催等</u>）</li> <li>② 里親候補者の週末里親等の調整（<u>子どもと里親候補者の交流機会等</u>）</li> <li>③ 里親への研修（<u>登録時の研修、更新研修、その他の研修</u>）</li> <li>④ 里親委託の推進（<u>未委託里親の状況や意向の把握、子どもに適合する里親を選定するための事前調整、里親委託の対象となる子どもの特定のための事前調整等</u>）</li> </ol>
---	--

<p><u>⑥里親指導・連絡調整（養育上の助言、養育状況の把握、実親（保護者）との関係調整、自立支援計画の見直し）</u></p> <p><u>⑦ 里親家庭への訪問相談、電話相談</u></p> <p><u>⑧ レスパイト・ケアの調整</u></p> <p><u>⑨ 里親サロンの運営（里親相互の交流）</u></p> <p><u>⑩ 里親会活動への参加勧奨、活動支援</u></p> <p><u>⑪ 里親委託の解除にあたっての子どもや里親への対応</u></p> <p><u>⑫ アフターケアとしての相談</u></p> <p>などは、児童相談所の<u>里親担当職員</u>が直接行う場合のほか、<u>児童相談所の里親担当職員を中心として</u>里親支援機関、児童家庭支援センター、里親会、公益法人、NPO等）を活用して積極的に推進することも可能である。</p> <p>その際、地域の実情に応じ、各機関の特徴や得意分野を活かして、分担・連携する。例えば、レスパイト・ケアの調整について<u>里親等委託調整員と里親支援専門相談員との間で</u>行い、レスパイト・ケアとしての施設利用をきっかけとして、<u>里親と里親支援専門相談員との信頼関係の構築を図り</u>、当該里親への訪問支援を里親支援専門相談員が担うことや、<u>未委託里親へのトレーニングのうち、実習については里親支援専門相談員が担うことなども考えられる。</u></p>	<p><u>④ 里親支援機関と守秘義務</u></p> <p>法第11条第1項第2号へにおいては、<u>都道府県（児童相談所）における里親に関する業務が規定され、同条第4項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の41で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事が当該業務を適切に行うことができる者と認められた者に委託することができるとされているが、これらの規定により委託を受けた者について、法第11条第5項においてその守秘義務が規定されている。</u></p> <p>また、<u>委託を受けていない場合であっても、里親支援専門相談員を配置する乳児院又は児童養護施設や、児童家庭支援センターが里親支援機関として指定を受けて</u></p>
<p><u>⑤ 里親家庭への訪問相談、電話相談</u></p> <p><u>⑥ レスパイト・ケアの調整</u></p> <p><u>⑦ 里親サロンの運営（里親相互の交流）</u></p> <p><u>⑧ 里親会活動への参加勧奨、活動支援</u></p> <p><u>⑨ アフターケアとしての相談</u></p> <p>などは、児童相談所の職員が直接行ったり、<u>児童相談所に里親委託等推進員を配置して行うほか</u>、<u>里親支援機関（児童養護施設・乳児院（里親支援専門相談員）、児童家庭支援センター、里親会、公益法人、NPO等）</u>を活用して積極的に推進する。</p> <p>その際、地域の実情に応じ、各機関の特徴や得意分野を活かして、分担・連携することができる。なお、<u>里親委託等推進員や里親支援専門相談員は、上記の全てにかかわることができる。</u></p>	<p><u>（4） 里親支援機関と守秘義務</u></p> <p><u>都道府県市の業務として、児童福祉法第11条第1項第2号へに「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が規定されており、これが里親支援の業務を規定したものである。</u></p> <p>また、<u>同条第4項及び児童福祉法施行規則第1条の38で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事（市長）が当該業務を適切に行うことができる者と認められた者に委託することができるとされており、都道府県市の里親支援の業務を委託して行わせる里親支援機関は、この規定に該当するものである。さらに、同法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定されており、この里親支援機関には、守秘義務が課されることになる。</u></p>

<p>支援を行う場合においても、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第14条の2において児童福祉施設の職員としての秘密保持義務が規定されている。</p> <p>なお、里親会やNPO法人など児童福祉施設以外のものが、委託は受けていないが里親支援機関として指定を受けて支援を行っている場合には、秘密保持義務は課されていないが、その業務上知り得た個人情報取り扱いについては、次に掲げる事項を遵守するよう指導すること。</p> <p>① 正当な理由がなく、業務上知り得た支援対象者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。</p> <p>② 個人情報記載された資料を、支援の実施以外の目的で複写又は複製してはならないこと。作業の必要条、複写又は複製した場合は、作業終了後適切な方法ではさしなければならないこと。</p> <p>③ 個人情報漏洩等問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のために必要な措置を講ずること。</p> <p>④ その保有する個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の人員に限ること。</p> <p>⑤ ①から④の内容を含め、個人情報の取り扱いに関し、規定を設け、適切に保護し、管理すること。</p> <p>(5) 市町村や子育て支援事業、各種の市民団体との連携 里親制度の普及や里親支援の充実のためには、市町村や各種の子育て支援事業、各種の市民団体との連携が重要であることから、関係者に里親制度についての理解を促進し、協力関係を構築する。</p> <p>特に、改正児童福祉法において、市区町村がその設置に努める事とされている「市区町村子ども家庭総合支援拠点」においては、里親が地域において社会的にながりをもち、孤立しないために、児童相談所や関係機関と連携して必要な支援を行う</p>	<p>なお、里親支援機関は、その性質に応じ、共有する個人情報の範囲に留意が必要であり、里親支援機関の里親委託等推進員や里親支援専門相談員には、登録里親や委託児童のケースの情報も十分に共有し、児童相談所の里親担当職員とチームで活動を行うことが望ましい。また、里親会には、登録里親の氏名、住所、委託の有無などの基本的な情報を共有することが必要である。</p> <p>(5) 市町村や子育て支援事業、各種の市民団体との連携 里親制度の普及や里親支援の充実のためには、市町村や各種の子育て支援事業、各種の市民団体との連携が重要であることから、関係者に里親制度についての理解を促進し、協力関係を構築する。</p>
---	---

こととされていることから、積極的に連携を図ること。

(6) 都道府県市の里親委託等推進委員会

都道府県市の里親委託等推進委員会は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員、里親会の役員のほか、必要に応じ学識経験者等に参加を依頼して行う。都道府県市の単位で設けるほか、児童相談所の単位でも設ける。年2～3回以上の開催が望ましい。

里親委託等推進委員会は、各都道府県又は各児童相談所管内における里親委託等に関する目標を設定し、効果的な里親委託の推進及び里親支援の充実の方策について検討する。また、日頃から情報交換を密接に行い、困難事例への適切な対応方法について協議する。

里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得た子どもや里親等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

(6) 里親委託等推進委員会

① 都道府県市の里親委託等推進委員会

都道府県市の里親委託等推進委員会は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員、里親会の役員のほか、必要に応じ学識経験者等に参加を依頼して行う。都道府県市の単位で設けるほか、児童相談所の単位でも設ける。年2～3回以上の開催が望ましい。

里親委託等推進委員会又は各児童相談所管内における里親委託等に関する目標を設定し、効果的な里親委託の推進及び里親支援の充実の方策について検討する。また、日頃から情報交換を密接に行い、困難事例への適切な対応方法について協議する。

里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得た子どもや里親等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

② 全国の里親委託等推進委員会

里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進方策の向上のため、全国里親会において、里親関係者、学識経験者、施設関係者、行政関係者の参加により、全国里親委託等推進委員会を設ける。

全国の里親会や里親支援機関、児童相談所等を対象に調査を行い、里親からの相談事例、里子からの意見、児童相談所、里親支援機関等関係者からの情報等を基に、好事例集、困難事例集、マニュアル、里親研修資料を作成し、里親支援機関や児童相談所に提供する。里親支援機関のいわば全国センター的な役割を担う。